

隣保館だより

4月号

No.417



[発行・編集]

平成 28 年 4 月 1 日発行

三木市立総合隣保館

〒673-0501 三木市志染町吉田 823

お問い合わせ

TEL

82-8388

FAX

82-8658

E-mail

jinken@city.miki.lg.jp



ともに生きる豊かな社会



先日ある研修会の『手話に関する講座』に参加しました。手話は聴覚に障がいのある方とのコミュニケーションの手段として使われます。手の動きに加えて表情や体の動きなど、全身で表現して伝える言語です。講座の後半にグループに分かれて手話体験を行いました。手話で一生懸命伝え合った内容が相手に理解されたとき、気持ちが通じ合った満足感でいっぱいになり、音声のない静かな会場のあちこちで笑顔の輪が広がりました。

聴覚に障がいのある人は、見た目で分かりにくいいため、なかなか理解されないことがあります。声を掛けられても無視してしまったり、話の内容がわからず輪に入れなかったり、災害時など情報が伝わらず命の危険にさらされる事態も考えられます。日常生活で不安を抱え、孤独な思いをしておられる聞こえない人のことを理解し、共に生きる社会をめざして、昨年 3 月に『三木市共に生きる手話言語条例』ができたことはご存知の通りです。

そしてこの 4 月には『障害者差別解消法』が施行されました。障がいのある人がそのことを理由に権利の侵害や不当な扱いなどあってはならないことです。しかし現実には、学校の入学を拒否されたりお店への入店を制限されたりと、障がいのない人にはない条件などをつけられて差別的な扱いを受けることがあります。『障がい』とは、目が見えない、歩けないなど、その人がもっている性質から生じるものだけを指すのでしょうか。障がいのある人にとって、社会の中にある様々なバリア（障壁）こそ生活しづらい『障害』なのです。

この法律の正式名称は『障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律』。障がいのある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることをめざします。この機会に、一人ひとりが、様々な障がいについて正しく理解し、考えていきたいものです。



人権作文集第 45 集

まあるいココロあったかメッセージカレンダー



『人権作文集第 45 集』と『まあるいココロあったかメッセージ '15』のカレンダーができました。掲載作品からのメッセージをぜひ手に取って感じていただきたいと思います。各学校・公民館などでご覧になれます。詳しくは総合隣保館までお問い合わせください。

人権の小窓

平成 28 年 4 月



(167)

性は多様 理解してともに歩みたい



若佐佳世子

私は小学校の保健室の先生として、子どもたちの心と体の健康に携わっています。折りに触れ、子どもたちに心身の健康に関する様々な話をします。「多様な性」について、人の性別はその人の心が決めるという「性のありかた」についても話をしています。それは、みんなちがってみんないいという思いがあるからです。

性別は、男と女だけなのでしょう。男だから女だからということを利用して、好きな服装や髪型、好きな色、遊びなど自分が好きだと思うものが、他の人から受け入れられなかったらどうでしょうか。



性は多様で、グラデーションのようであると表現されますが、多様な性の中には、性同一性障害（性別違和）があり、これは生まれた時の性別である「体の性」と、本人が自覚している「心の性」とが一致しないために、自分の体に違和感や嫌悪感を覚え、様々な生活場面で苦しみ、「心の性」に「体の性」を合わせたいと願うなどの場合につけられる診断名です。生まれた時の性別を自分で決めた人はいません。医師や家族が、外見からあるいは遺伝子などから判断したものです。性別は第三者が決めるものではなく、自分の心が決めるものではないのでしょうか。周囲の無理解から、その思いが受け入れられにくいために、自分は他とは違うからと自信が持てず、家族にすら打ち明けることができずに深い悩みの中で生きている人が多いのが現状です。

平成 26 年には文部科学省の調査があり、全国で性同一性障害の子どもが小・中・高校生で 600 人を超えることが明らかになりました。しかし、これは氷山の一角でしかなく、厚生労働省の調査では、自分の性に違和感を抱いていたり、気づいていても誰にも相談できずにいたりする子どもが 30 人の学級に 1 人か 2 人いるという結果がでています。そして、この子どもたちは他と違うという理由から、44 パーセントが「いじめ」を経験しているという調査もあります。このことから、からかい や いじり、仲間はずれにあっても誰にも相談できず、「不登校」になる確率が高く、「自傷行為」や「自殺」の危険性も高くなっています。これは、いのちに直結する人権問題です。

そこで、学校で多様な性に対応するため、平成27年4月末に、文部科学省から「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施について」という通知が出されました。これによると、子どもが自認する性別によって学校生活が送れるように、配慮や支援、対応をすることとされ、制服、髪型、トイレや更衣室、運動部の活動などでの支援の事例が挙げられています。

学校のトイレには、男子トイレと女子トイレ、あるいは多機能トイレがあっても、そのどれを使うのも遠慮をしたり周りの目が気になったりして、安心して使えないため、「授業が始まってからトイレに行っている」「家に帰るまで我慢している」という子どもも少なくないそう



です。これでは、健康を損なってしまいかねません。学校が安心できる場所として機能するために、最低限のこととして多機能トイレは誰が使ってもいいということが、すべての人に周知されていることが大切だと思います。また、これまでの慣習で男女に二分してしまっていることが多くあります。例えば、性別で分けない名簿を使っているも男女別に整列すること、掲示やロッカーなど男女で色分けしていること、制服や水着が男女別であること、グループ分けをする時、本人の意思よりも男女比を優先してしまうことなどです。

社会や家庭でも、しぐさや遊び、言葉づかいなども、男の子らしく女の子らしくという固定観念にとらわれていることも多く、それを子どもに押し付けている場合も少なくありません。あなたが女の子と思っている子が「黒いランドセルがほしい」「消防士になりたい」と言ったとき、ためらいなく「いいね」と言えるでしょうか。あなたが男の子と思っている子が「ままごとがしたい」「ピンクの服がほしい」と言った時、すぐに「いいよ」と言えるでしょうか。私たちの周りには多くの不必要な男女分けが潜んでいます。そこを意識してみる、本当に必要なのかを考えてみることで人を傷つける場面が減り、誰もが居心地のよい場所にしていけると思うのです。信頼には認め合うことが不可欠ですし、ありのままの個性を認められることは、とても居心地がいいものです。

もし、「私の周りには男と女しかいない」と思うなら、あなたが気づかないからなのかもしれません。この機会が、多様な個性が尊重される社会に近づいていくきっかけになればうれしいです。



【プロフィール】

三木市立豊地小学校 養護教諭

兵庫教育文化研究所 男女共生教育部会研究所員

日	曜	催し・講座など	日	曜	催し・講座など
1	金	経営相談	16	土	茶道教室
2	土		17	日	
3	日		18	月	
4	月		19	火	経営相談
5	火	経営相談	20	水	
6	水		21	木	習字教室、手芸教室
7	木	習字教室、茶道教室、手芸教室	22	金	経営相談
8	金	経営相談	23	土	
9	土	書を楽しむきらきら教室	24	日	
10	日		25	月	歌謡教室
11	月	歌謡教室	26	火	着付教室、経営相談
12	火	着付教室、経営相談	27	水	書を楽しむきらきら教室
13	水		28	木	
14	木		29	金	昭和の日
15	金	経営相談	30	土	

- ★手芸・歌謡教室：午後 1 時 30 分～
- ★習字・着付教室：午後 7 時 30 分～
- ★茶道教室：午前 9 時～（7日：午後5時30分～）
- ★経営相談：午前 10 時～
- ★子育てキャラバン：午前 10 時～
- ★書を楽しむきらきら教室：

土曜	午後 1 時～
水曜	午後 4 時～

新教室生徒募集中

【人権に関する記念日等】（4月）

- 2日 世界自閉症啓発デー
2007年の国連総会で、カタール王国王妃の提案により決議。
- 2～8日 発達障害啓発週間
自閉症をはじめとする発達障害について正しく理解してもらうために設けた。
- 29日 国際盲導犬の日
1989年に国際盲導犬学校連盟が制定。

人権啓発 DVD の紹介

【近代医学の基礎を築いた人々】（17分）

杉田玄白が『ターヘル・アナトミア』という洋書を翻訳し『解体新書』と名づけ世に出したことはよく知られています。しかし、そのとき実際に臓器を解剖して見せたのは、当時「穢多」と呼ばれ差別されてきた人々でした。部落の人々は動物などの死体を処理する仕事を続けてきた結果、人と動物の内臓を熟知していたのです。大切な命と向き合い、生きてきた人々の知識と技術に敬意を払う2人の医師の姿があったことを描いた作品です。

【明治維新と賤民廃止令】（18分）

この作品は最新の研究をもとに、明治政府が、差別をなくすためだけでなく、地租改正により税をとる目的で「賤民廃止令」を出したこと、したがって壬申戸籍に差別的な記載をすることを政府自身が許可したことなどを、公文書をもとに丁寧に描いています。近代社会においても「部落差別」が存続した構造を浮かびあがらせている作品です。

【ここから歩き始める】（34分）

この作品は、「認知症を共に生きる」をテーマに、高齢者問題を人の幸せと尊厳を守るという人権の視点をとらえた作品です。認知症の家族の介護をめぐる葛藤と絆の紡ぎなおしを描くことで、高齢者が人間として誇りを持って生きていく上で大切なことについて考えるきっかけとなる作品です。

今回、以下の新しい作品が入りました。学校や職場、地域での人権研修等にご活用ください。



[発行・編集]

平成28年5月1日発行

三木市立総合隣保館

〒673-0501 三木市志染町吉田 823

お問い合わせ

TEL

82-8388

FAX

82-8658

E-mail

jinken@city.miki.lg.jp

くらしの中のじんけん

年配の方がバス乗車時に運転手さんから何やら教えてもらっています。時間がかかるなあと思っていると、「早くしてください」と運転手さんの声。運行時間や乗客の気持ちを察したのかもしれませんが、手伝ってあげればいいのにと思いました。

先日、新聞に赤ちゃん連れのお母さんの事が2話紹介されていました。

一つ目は運転手さんに「ベビーカーをたたんでください」と言われた時、さっそそばの



高校生が赤ちゃんを抱いてくれた話です。

二つ目は、泣き止まない赤ちゃんに母親が焦っている時、運転手さんが明るく「お母さん、大丈夫ですよ。赤ちゃんですから気になさらないでください」と車内放送をされた話です。

この記事にふれた時、心温まる情景が浮かぶとともに、私は反省しました。年配の

方に「早くしてほしい」とか運転手さんに「手伝える事ではないのかな」とか「お母さんなら上手になだめたらいいのに」と、その時思ってしまったからです。交通機関や施設を誰もが安心して利用でき、安心して暮らせるようにするには、気持ちを察して「大丈夫ですよ。出来るまで待っていますよ」という「待ちの姿勢」「待ちの場所」が大切だと気づいたのです。

4月にスタートした『障害者差別解消法』では、「合理的配慮」の必要性が述べられています。それは、車椅子でもベビーカーでも気持ち良く利用できる設備的なバリアフリー（壁がない事）の配慮はもちろん、車内放送された運転手さんや母子を温かく見守る乗客の配慮をさしていると思います。言い換えれば、地域で元気に暮らせるよう、誰もが隣の人との「存在」と「気持ち」に寄り添う事だと思います。

人権啓発 DVD の紹介

- 1 ^{こえ} 聲の形 (30分) 中学校向け
「あの時、あいつの声が聞こえていれば…」子どものリアルな表情を描きつつ、「いじめ」や「障がい者」について自然に考える事ができ、意識と知識を高めるきっかけになることでしょう。
- 2 全ての人々の幸せを願って (全 35分)
～国際的視点から考える人権～
 - ① 国連の人権への取り組み (5分)
世界人権宣言と国際人権諸条約について学ぶ。
 - ② 女性の人権 (9分)
女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約とは？
 - ③ 子どもの人権 (7分)
児童の権利に関する条約…子どもも一人の人間として大切にされ、生きることができてい

今回、次の新しい作品が入りました。学校や職場、地域での人権研修等にご活用ください。

- ④ 障害のある人の人権 (9分)
障害者の権利に関する条約…障がいのある人が社会参加できる合理的配慮がなされているでしょうか？
- ⑤ 外国人の人権 (6分)
あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約とは？
- 3 ハンセン病問題…指導者向け (56分)
家族で考えるハンセン病…一般向け (20分)
かつてハンセン病は「らい病」と呼ばれ、国による強制隔離政策がとられていました。病気に対する医学的認識も法律も変わりましたが、いまだに偏見や差別が存在し、課題は残されています。



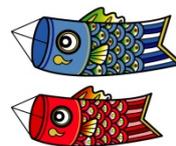
貸出等に関するお問い合わせは総合隣保館 (Tel.82-8388) まで。



人権の小窓

平成 28 年 5 月

(168)



部落差別をなくす取組とすべての市民の幸せづくり

三木市人権・同和教育協議会副会長
春川政信

『同和問題』を学んでいくと、自分の生活や市や町全体を向上させることに結びついていくものだと実感しました」と、吉川と自由が丘の方からお話を聞かせていただきました。お二人とも、それぞれの地域で人権講演を聞かれた方で、初対面の方です。



昨年の12月に吉川町の「あったかいいいな大会」が開かれ、そこで「みんなが幸せになるために = 同和問題と私たちの生活 = 」というテーマで講演をしました。参加されていた老人クラブの女性の方が後日、こんな感想を寄せてくださいました。

先生が話された「差別によって学校へ行くことのできなかった被差別部落のおばあさん」が、婦人会の仕事(書く・読む・計算)をするために近所の方から「文字」を習ったり「計算」を習ったりして「九九」も指を使って覚えていった話を聞き、感動しました。特にそのおばあさんが苦勞して身につけた「指の九九」が「障がいのある小学生やその子のお母さん」を元気づけていったことを聞いて「同和問題」を「かわいそう」とか「気のどくだ」と感じるのではなく、「同和問題への取組」から誰もが元気になって自信を持って生きていくことを学んでいくことが大切だと思いました。

先生が言われた「学歴と学力は違う。苦勞して生活の中から身につけてきた知恵こそ本当の学力だ。人のために役立つ学力だ」という言葉が心に残りました。同和問題を勉強していくと、「差別をなくしていく」こともそうですが、私も他の人もみんなが学歴や仕事のことなどで「劣等感」を持たずに「自信」を持ってみんなと一緒に生きていくことができるんだと感ずることができました。「つらいこと」や「苦しいこと」に負けずに「生きていく元気」をもらえたように思いました。

もうおひとりの方は、2月に行われた「自由が丘地区人権教育研究大会」の帰り際に、偶然、声をかけてくださった女性の方です。記念講演では「目からウロコ! こんなところに人権が = 気づきと実行 = 」とい

うテーマでお話をしました。その講演の中で私が説明した「本人通知制度」のことで、次のような感想を聞かせてくださいました。

「同和問題は、被差別部落の人たちや行政だけでなく、市民みんなが勉強していくことが大事だとわかりました。「本人通知制度」が三木市にできていたことは知っていましたが、自分や三木市民みんなに関係する制度だと思っていませんでした。

市民みんなが登録していくことで、身元調査による結婚差別・就職差別などの部落差別をなくしていけるし、市民への人権侵害や被害もなくしていけることを初めて知りました。

同和問題にしても、本人通知制度にしても「自分とは関係がない」と思っていると、部落差別をなくせないだけでなく、自分自身や市民全体の人権侵害や被害もなくすることができないんだと思いました。たくさんの方に気づくことができました。

明日、早速ですが本人通知制度に家族そろって登録します。

この方は、行政書士など八業士による住民票の不正取得が、「身元調査に基づく部落差別」だけでなく、「成りすましによるローン契約」や「違法な車の取得・転売」等につながっていることが分かり、市民みんなに登録していくことが部落差別をなくし、市民への人権侵害や被害をなくしていくことに結びついていくことに気づくことができたのです。



同和問題を学習し、差別をなくす取組をみんなで進めていくことで、部落差別をなくすとともに市民全員の人権を守り、みんなが幸せになる道が開けてくるのです。各地域や学校園・職場などで今年もしっかりと人権学習を進めていきましょう。



本人通知制度とは

《プロフィール》

三木市人権尊重のまちづくり審議会委員、
三木市人権・同和教育協議会副会長、
元三木市立別所中学校校長

住民票の写しや戸籍謄本等を代理人や第三者に交付したとき、事前に登録した方に対して、その交付年月日や交付請求者の種別等を郵送でお知らせします。

また、事前に登録した方が交付請求者の氏名等を知りたい場合は開示請求をすることができ、それに基づき、情報の開示を行います。

多くの方がご登録いただくことにより、住民票の写し等の不正請求や不正取得による個人の権利の侵害の防止を図ることができ、委任状の偽造や身元調査等の未然防止につながります。

通知を希望する方は、事前に登録してください。登録費用は無料です。

詳しくは三木市役所市民課（☎82-2000）にお問い合わせください。



隣保館カレンダ- 5月 

日	曜	催し・講座など	日	曜	催し・講座など
1	日		16	月	
2	月		17	火	経営相談
3	火	憲法記念日	18	水	
4	水	みどりの日	19	木	習字教室
5	木	こどもの日	20	金	経営相談
6	金	経営相談	21	土	茶道教室
7	土	茶道教室	22	日	
8	日		23	月	歌謡教室
9	月	歌謡教室	24	火	経営相談
10	火	経営相談	25	水	書を楽しむきらきら教室
11	水		26	木	手芸教室 習字教室
12	木	手芸教室 習字教室	27	金	経営相談
13	金	経営相談	28	土	
14	土	書を楽しむきらきら教室	29	日	
15	日		30	月	
			31	火	着付教室

新教室生徒募集中

- ★手芸・歌謡教室：午後1時30分～
 - ★習字・着付教室：午後7時30分～
 - ★茶室教室：午前9時～
 - ★経営相談：午前10時～
 - ★書を楽しむきらきら教室
 土曜 午後1時～ 水曜 午後4時～
- ※ 障がいのある方も、幼児も高齢者も誰でも参加して、墨遊びや自由な創作活動、臨書などを楽しむことができます

人権・同和問題啓発資料

「しあわせに生きるNo.34」を発刊しました。平成27年度の「第32回総合隣保館文化祭記念講演」や、「人権フォーラム - 私のひとこと - から」の一部を掲載しています。自己啓発や学習会の教材に活用いただければ幸いです。ご希望の方は、総合隣保館までお問い合わせください。



(数に限りがあります)

【人権に関する記念日等】(5月)

- 5日 **手話記念日**
手話が左右の5本指を使うことから、2003(平成15)年に日本デフ協会が制定。
- 8日 **母の日**
母への感謝を表す日。日本は5月第2日曜日。
- 15日 **国際家族デー-15日**
家族関連の問題に取り組む能力を高めるために、1993年の国連総会で制定。
- 17日 **多様な性にYESの日**
1990年5月17日に同性愛が世界保健機関(WHO)の精神疾患リストから削除されたことに由来する。
- 21日 **三木市人権・同和教育協議会総会**
前年度の活動をふり取り、今年度の活動方針等を決定するための会。
対話と発展のための世界文化多様性デー
文化の多様性の保護、文明間の対話の拡大を呼びかけるため、2002年の国連総会で制定。

1～7日 **憲法週間**

1950年(昭和25)年の日本国憲法施行3周年式典にあわせ、憲法の意義について再認識することを喚起する目的で制定。

5～11日 **児童福祉週間**

厚生省(当時)が児童福祉法の周知を目的として1948(昭和23)年に制定。

隣保館だより

6月号

No.419

つなごう手と手
築こう心の架け橋を



[発行・編集]

平成 28 年 6 月 1 日 発行

三木市立総合隣保館

〒673-0501 三木市志染町吉田 823

お問い合わせ

TEL

82-8388

FAX

82-8658

E-mail

jinken@city.miki.lg.jp

当事者とは？ だれ？



6月22日は、「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」です。家族や社会から引き離され、隔離され、差別されてきたハンセン病元患者の方たちに、国(厚生省)は謝罪しました。らい菌の感染力はとても弱く、薬で簡単に治療できるにもかかわらず、国は約90年にわたる隔離政策を改めませんでした。この長年の隔離政策によって、人々にハンセン病が恐ろしい病気だと思わせ、差別観念を助長させたのです。

戦前戦後、各県では「無らい県運動」と称して「らい患者」を強制的に隔離施設に収容し、自宅を消毒していきました。人々は「らい患者」になると大変だとか、患者にならなくてよかったと思ったに違いありません。多くの患者は、家族の見舞いもなく、家族に迷惑がかかると偽名を使い、療養所の中で、あらゆる希望を奪われた人生を送ったのです。

「もういいかい 骨になっても まあだだよ」

らい予防法廃止から20年。法律が廃止されたから帰郷してもいいかいと聞けば、まあだだよと、骨になってもまあだだよと返ってくる。なぜ元患者が、ふるさとの人から「おかえりなさい」と歓迎されないのか？隔離政策が撤廃され、ふるさとに戻っても居場所がない中で、療養所で生涯暮らし続ける方が多い現実。

私たちは、いったいこの事実をどう考えればよいのでしょうか。

私たちは、ややもすると、気の毒な人たちのために自分が何かをしてあげているという意識で行動しがちです。しかし、第三者の立場から家族やハンセン病元患者を見ることが、家族を引き離しているとするれば、ハンセン病問題における当事者とはいったいだれ？と問われていると思います。第三者ではなく当事者として意識し、考え、それはおかしいと気づき、改善し差別をなくしていく、その意識と行動を自分に問い続けることが、今、求められていると思います。

平成 28 年度

同和教育セミナー

開催時刻 いずれも午後 7:30~9:30

第1回 6月17日(金)

演題 **いのち、うた、こころ**
—今、求められる人権感覚とは—
ギターを弾き語りながら曲に込められた思いから学びます

★三木市立教育センターにて

講師 東播磨地区人権教育研究協議会
会長 岩田 勝さん

第2回 6月24日(金)

演題 **部落差別解消に向けて**
学校での人権・同和学习など実践から学びます

★青山公民館にて

講師 兵庫人権教育研究会
主宰 桑原 浩さん

第3回 7月1日(金)

演題 **これからの人権啓発**
思いをはせる、めぐらせること
の大切さを学びます

★三木市立教育センターにて

講師 兵庫県人権啓発協会 研修講師
高田 光裕さん



こどもの行動にはわけがある

「一人ひとりを大切に。一人ひとりに合わせた指導、療育を。」この精神は、私の教員生活約40年間変わることはありませんでした。勤務年数の半分は小学校で、後の半分は特別支援学校勤務でした。退職後、発達支援相談員を経て、今は社会福祉法人でこどもの療育に携わっています。これまで、何を学び感じたのか改めて振り返ってみても、40年前からこの精神は一緒なのです。

こどもは、小さいころから人として確立しています。自分の思いを持っています。要求もします。拒否もします。それをどう受け止めて、どう伸ばしていくかが、私たち大人や指導者が大切にすべき事なのです。わかっているけど、なかなかできないんですよね。私たちはよかれと思ってやっているのですから。長い間こどもたちを指導してきて、「こどもの行動にはわけがある」と、私は思えるようになっていました。こどもにさせること、こどもができるようになる事は大切



ですが、できることにもできないことにもみんなわけがある。そのわけに思いをめぐらせ、どんなわけか見つけることが大切だと思います。そして、そのわけはこうだと決め付けないこと、そうだと思ってても又振り返ること、確かめることがとても大切だと思います

では、どんなわけがあるのでしょうか。

社会福祉法人ゆたか会
こども発達支援センターにじいろ
児童発達支援管理責任者
新井幸子

小さいころから、おしゃべりに長けている子がいました。その子は、話すこととすることがちがうことが多く、だから「なんでえ」と周りから言われていました。この子は、ことばは覚えていてもことばの意味理解がまだなのです。ことばどおりに行動に移すのもまだできないという発達段階なのです。だから、「この子は言うばかりの子」だと思わずにはなく、「よくおしゃべりができる子」だと認めるのがいいのです。そこからのスタートでいいのに、ややもすれば「〇〇ができない子」と、思われてしまうのです。

こう考えると、会話ができない子は、相手のことばがわかっていないのでなく、自分の思いを声に出してことばで言えないだけです。実は、良く聞いているし、応えています。自分からのアプローチもしています。その細やかなところを私たちが読み取っていくと、どんどんコミュニケーションがとれるようになります。ワーワーと声を出し、声の大きさや高さも変わってきます。いっぱい言いたいことがあるのです。私たちが、その思いを受け止めていくともっと言いたいことが増えるのです。

また、学校に行けなくなった子がいま

した。周りの大人にとっては、理由がわからないとの事でした。学校生活ではおとなしく、何かを嫌がっている様子もなかったとのことです。でも突然…。わけは必ずあります。会話ができるので、本人から聞く事が一番なのですが、わけを話せるその環境をまず作ろうとしました。突然学校に行けなくなったといっても、きっと何かアクションをしていたはずなんです。私たちの尺度では、そのわけに気づくことができなかつたのだと思います。

一緒に遊んでいると「僕、もう 90 点取られへんから学校やめました。」と言ったそうです。さて、みなさんならどうしますか？きっと、「90 点取れたらいいやん。私なんか、60 点やでー」と言うでしょう。でも、この子にとっては、90 点が大切なことなんです。だから、そうなくさめてもこの子にとってはだめなんです。学校に行かないわけが 90 点なら、「89 点でもいいよ。何点でもいいよ。」という価値観にもって行ってあげたらいいんです。90 点の今のままでは暮らしにくいでしょうから、少しずつ計画的に支援していくことからスタートしたらいいのです。



改めて「こどもの発達と人権」について考えてみました。人権とは一人ひとりが安心してくらすることかなあとと思います。つまり「自分らしく生活すること、そしてそれを認めあうこと。」だと思います。では、一人ひとりを認め合うとはどういうことでしょうか。一人ひとりをまずは見る。知る。ということでしょうか。みんな

つも見ているし、知っているはずなんです。が、ややもすると自分の尺度で見えてしまうのです。ありのままの姿や今の事柄を事実として見るのはむしろ難しいものだと思います。こどもに対しては今のその子の発達を見る。知る。ということになると思います。

その子、その子を見ていく。その子の発達を知ることが、その子達が生きやすく、安心できることではないかと思えます。こどもの発達を知る。今を知り、次へスタートする事の大切さ。できないこと



だけに目を向けることより、今できていることから始めていけばいいのです。一人ひとりを大切に、一人ひとりの今を大切にこどもを育てていきましょう。認められる安心を育てましょう。



私は、今こども発達支援センター「にじいろ」に勤めています。「にじ」って7色じゃないのですよね。間に重なっていますよね。色々な色が重なり合い、間に色もあり、一つの「にじ」ができています。こどもたちが皆、カラフルにカラフルでいられるよう、一人ひとりありのままの自分でいられるようにと思います。みなさんもぜひ、こども発達支援センター「にじいろ」にお立ち寄りください。

《プロフィール》

小学校、養護学校、特別支援学校に勤務、退職後1年間三木市健康福祉部障害福祉課 発達支援相談員を務め、現職に。





日	曜	催し・講座など	日	曜	催し・講座など
1	水	子育てキャラバン 10:00~	16	木	習字教室 19:30~
2	木	習字教室 19:30~	17	金	経営相談 10:00~
3	金	経営相談 10:00~	18	土	茶道教室 9:00~
4	土	茶道教室 9:00~	19	日	
5	日		20	月	
6	月		21	火	経営相談 10:00~
7	火	経営相談 10:00~	22	水	書を楽しむきらきら教室 16:00~
8	水		23	木	手芸教室 13:30~
9	木	手芸教室 13:30~	24	金	経営相談 10:00~
10	金	経営相談 10:00~	25	土	
11	土	書を楽しむきらきら教室 13:00~	26	日	
12	日		27	月	歌謡教室 13:30~
13	月	歌謡教室 13:30~	28	火	着付教室 19:30~・経営相談 10:00~
14	火	着付教室 19:30~・経営相談 10:00~	29	水	
15	水		30	木	

人権啓発 DVD の紹介

今回、以下の新しい作品が入りました。学校や職場、地域での人権研修等にご活用ください。

【いわたくんちのおばあちゃん】

～ぼく、戦争せんけえね～ (20分)

戦争は、人の命を奪う最悪の人権侵害ともいえます。このアニメの主人公(寛太)は現在の小学生です。寛太は友だちのおばあちゃんの話聞くうちに、原爆のことや戦争のことを自分の問題としてとらえ、平和への決意をしていきます。(アニメ作品です)

【あなたがあなたらしく 生きるために】

性的マイノリティと人権 (30分)

性・セクシュアリティはとても多様です。しかし、それをしっかり理解している人はごくわずかでしょう。この教材は、性的マイノリティについて人権の視点で理解を深めるのが狙いです。入門編としてご活用ください。

【人権に関する記念日等】(6月)

- 1日 **人権擁護委員の日**
人権擁護委員法が1949年6月1日に施行されたことを記念して制定。
- 5日 **世界環境デー**
1972年にスウェーデンで開催された「国連人間環境会議」を記念して制定。
- 19日 **父の日…6月第3日曜日**
1909年、アメリカの女性が、男手1つで自分を育ててくれた父を讃えて、父の誕生月である6月に礼拝をしてもらったことがきっかけと言われている。
- 20日 **世界難民の日**
アフリカ統一機構の「アフリカ難民条約」発効の日になみ、2000年の国連総会で制定。
- 22日 **らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日**
ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律の施行日を記念して制定。
- 23～29日 **男女共同参画週間**
1999(平成11)年、男女共同参画社会基本法が成立した日付を起点とした1週間。
- ★ **外国人労働者問題啓発月間**
「外国人雇用はルールを守って適正に！」という趣旨を事業主等に啓発するための月間。
- ★ **男女雇用機会均等月間**
職場における男女の均等な取扱いや女性が活躍する社会の実現をめざして設定。

隣保館だより

7月号 No.420

つなごう手と手
築こう心の架け橋を



[発行・編集]

平成28年7月1日発行

三木市立総合隣保館

〒673-0501 三木市志染町吉田 823

お問い合わせ

TEL

82-8388

FAX

82-8658

E-mail

jinken@city.miki.lg.jp

～に思いをめぐらそう

からかっておもしろがる？…

子どもの会話でも、大人の話の中でも、人をからかっておもしろがっている場面はありませんか？そんな場面を見て一緒に笑っているとしたら…。「からかっておもしろがる」テレビ番組が多いけれど「いじられキャラ」のタレントさんは、役柄でテレビの中だけのことと考えねばなりません。「自分たちと違うから」と、おもしろおかしくからかわれたのは、からかわれる方はたまったものではありません。

「そんなつもりじゃなかった」？

からかわれ、見下されたら怒るでしょう。しかし、実際には悲しくて悔しいのに、同じように笑ってこらえたり何も言えなかったりします。いじめの場面でもあることです。怒れば、「悪い悪い、ごめんごめん、冗談だよ。そんなに怒るなよ。ちょっとからかってみただけだよ、差別するつもりじゃないし・・・」と言い訳をします。

『そんなつもりじゃなかった』？それじゃあ、私のことをどう思っているの？誰にでもそんなこと言えるの？初めから私の気持ちな

ど考えていなかったんでしょう？」と言いたくなりますよね。つまり、私の「存在」と「気持ち」に思いをめぐらせてはいないのです。「差別しないつもり」などなかったのです。

人権文化を広めよう

“あらたまったところ”では、「差別しないつもり」の意識は強くはたらし、他の人の「存在と気持ち」を無視する人はいません。しかし、一歩外に出ると、「あいつは…」とか、女性や高齢者に「～のくせに」とか「じゃまだ」というような発言が出てきます。「差別しない」「人のことに思いをめぐらす」気持ちがはたらいっていないのです。

普段の生活の中で、「差別しない」「からかわない」という気持ちが、意識しなくても自然にあふれ出る＝生活文化にしたいものです。

となりの人の「存在と気持ち」を大切に

誰もが、自分の「存在と気持ち」を大切にしてほしいと思うでしょう。等しく、他の人の「存在と気持ち」を大切にして、思いをめぐらせてほしいと思います。

あらゆる人と共にある人権が「人間関係、社会関係の基本」として「からかいの文化」ではなく「人権の文化」が、まちのいたるところで見られる社会をめざしましょう。

平成28年度 三木市立総合隣保館

館外研修旅行のご案内

日時 7月16日(土) 申し込みは82-8388へ
8:40 三木市立総合隣保館 出発
10:30 ツラッティ千本(京都人権史料展示施設)で講話と見学。千本地域の歴史や住民参加のまちづくりを通して人権について学びます。
12:00 昼食 13:00～15:00 金閣寺見学
17:00 三木市立総合隣保館 解散

三木市国際交流協会 講座案内

第1回多文化共生理解講座

日時 7月9日(土)13:30～15:30

場所 三木市立市民活動センター

ロシア、オーストラリア、中国などの三木市の外国人と「異文化交流」をしましょう。

三木市ユネスコ協会・三木市国際交流協会共催 第2回講演会

「ミャンマーは今その魅力と課題」

日時 7月9日(土)10:00～11:30

場所 三木市立中央公民館





住みよい街に ～外国人にとっても日本人にとっても～

言葉の壁が・・・

私は三木市国際交流協会に勤めており、外国人と接する機会があります。

三木市には今、約1,100人の外国人が住んでおられます。多くはアジア諸国からの実習生・研修生ですが、国際結婚や就労のため家族そろってのケースも増えています。外国人の抱える問題や悩みは様々ですが、多くの人は言葉の壁に苦しんでいます。職場でも学校でも地域でも生活する時に一番困るのは、日本語の習得なのです。

「易しさ」と「優しさ」を

こんなエピソードがあります。「どうぞお掛けください」と声をかけても外国人は「…？」ずっと立ったまま。その理由は、「かける」（座る）という意味が理解できないことだったのです。さらに「お」がつくことで全く見当がつかえません。混乱する外国人に対し、詳しく説明しようとさらに難しい表現を使ってしまい、お互い疲れ果ててしまいます。



このような場合は、「座ってください」が伝わりやすい表現なのです。これは、「やさしい日本語」*です。熟語や方言を使わず、「易しさ」と「優しさ」を兼ね備えたわかり易い日本語です。この「やさしい日本語」が使われると前述のような事例は軽減するに違いありません。

「これなんぼやった？」と聞かれても、「これは、いくらでしたか？」と聞かれて

三木市国際交流協会
事務局長 河越恭子

いるとは分からないですね。このように考えると、台風による河川の氾濫を伝える警報「危険ですので、避難してください」は外国人にとって難しい言葉が多く、実際の行動に結び付くかが疑問です。

外国の方への日本語指導

「こんばんは」「あついですね」「そうですね」「げんきですか」「はい、げんきですよ」月曜日の夜、仕事を終えた外国人が集まり、日本語ボランティアの支援により、日本語学習が始まります。みんな仕事で疲れているはずなのに、教室に来ると国籍を問わず、全員が笑顔になります。

三木市国際交流協会では1996年からことばの教室「日本語教室」を開講し、その受講者数は年々増え、2015年度は70名を超えました。その中には、母親とともに学習する可愛い小学生や熱心に通う中学生も在籍しており、クラスの潤滑油の役目を果たしてくれています。また、今年は新たに外国人の母親を支援するために、午前、午後のクラスを学校や公民館で開催するなど、ニーズに応じて活動しています。



これらの活動の中で気づいたことを参考に、行政と共に防災やゴミ出し、有事の際の情報収集など、生活に密着した学習に取り組むようになりました。そこでは、理解に至るまで外国人同士が助け合う姿も見られ、多様性の理解も進んでいます。

外国人のための生活相談

一方、学習の機会を持たず、情報が不足し、深刻な状況にある外国人の存在も見逃せません。表面化していない問題を抱え、苦しむ声も聞かれます。そこで、外国人が地域社会で支障なく生活するた



めに「外国人のための生活相談」を開設しました。相談件数は前年の約2倍の100件で、その内容は、日本語学習から子どもの教育や居住に関するものなど多様化しています。例えば、学校では文化や言葉の違いから生じるいじめや連絡事項が理解できない保護者、職場では厳しい就労条件、また、地域では生活ルールが理解不十分のため隣人と良好な関係が築けずに孤立してしまっただがあります。これらは、外国人だけの問題ではありません。多くは日本語能力が不十分ということが一因だと思われませんが、状況が悪化しないようにボランティアによる通訳派遣、ジェスチャー付きの「やさしい日本語」で根気よく面談を重ねて状況改善に繋げています。

外国人の社会参加

最近では、大学など各方面において外国人が生活の実情を日本語で話す機会をいただくことがあり、彼らの社会参加を実感しています。さらに協会では、三木の皆さんに諸外国について知っていただこうと外国人が母国の紹介をする機会を設けています。このような活動は、日本人にとっても外国人にとっても、他国の文化習慣の違いを知り、ルールが万国共通ではないということを認識する良い機会だと考えます。

心の距離を縮める一歩を

駅やスーパー、病院などで順番を待つ外国人、学校の参観や公共の場所でどうすればよいのか困っている外国人を見かけたことはありませんか。その際、皆さんはどうされますか。積極的に声をかけますか、それとも、遠巻きに見ていますか。

外国人への支援は特別なことではないけれども、文化の違いを認めつつ、誰もが共に支え合い、共に暮らす社会を実現したいものです。

「仲良きことは美しき哉」武者小路実篤のこの言葉のようなシンプルな精神で、外国人との心の距離を縮める一歩を踏み出してみてはいかがでしょうか。



*「やさしい日本語」とは、普通の日本語よりも簡単で、外国人もわかりやすい日本語。阪神・淡路大震災では、多くの外国人も被害を受けたことから、災害発生時に適切な行動をとれるように考え出されたことばです。

《弘前大学 人文学部社会言語学研究室》



外国語での情報提供

生活ガイド…2013年度:ポルトガル語版、2014年度:中国語版、2015年度:英語版、2016年度:やさしい日本語版

ゴミ出しマップ…英語、中国語、韓国語、スペイン語

防災ガイド…英語、中国語、韓国語、スペイン語



《プロフィール》

旺文社児童英語教室講師 企業派遣英会話講師
神戸市立高校非常勤英語講師 三木市国際交流協会英会話講師 2010年から現職



日	曜	催し・講座など	日	曜	催し・講座など
1	金	経営相談 10:00~	16	土	茶道教室 9:00~
2	土	茶道教室 9:00~	17	日	
3	日		18	月	海の日
4	月		19	火	経営相談 10:00~
5	火	経営相談 10:00~	20	水	
6	水	子育てキャラバン 10:00~	21	木	習字教室 19:30~
7	木	習字教室 19:30~	22	金	経営相談 10:00~
8	金	経営相談 10:00~	23	土	
9	土	書を楽しむきらきら教室 13:00~	24	日	
10	日		25	月	歌謡同好会 13:30~夏休み子ども教室
11	月	歌謡同好会 13:30~	26	火	経営相談 10:00~着付教室 19:30~
12	火	経営相談 10:00~着付教室 19:30~	27	水	書を楽しむきらきら教室 16:00~
13	水		28	木	手芸教室 13:30~
14	木	手芸教室 13:30~	29	金	経営相談 10:00~
15	金	経営相談 10:00~	30	土	
【人権に関する記念日等】(7月)			31	日	



18日 **ネルソン・マンデラ国際デー**・・・反アパルトヘイト運動を主導したネルソン・マンデラが闘った[67年]を記念し誰かの幸せのために[67分]の時間を費やす事を提案している。
 30日 **兵庫県人権教育研究大会東播磨大会**・・・播磨町で開催。

課題図書が入りました

低 小 学 年 校	<ul style="list-style-type: none"> 📖 ボタンちゃん 📖 ひみつのきもちぎんこう 📖 みずたまのたび 📖 アリとくらすむし 	PHP研究所 金の星社 西村書店 ポプラ社
中 小 学 年 校	<ul style="list-style-type: none"> 📖 二日月 📖 さかさ町 📖 木のすきなケイトさん：砂漠を緑の町にかえたある女のひとのおはなし 📖 コロッケ先生の情熱！古紙リサイクル授業 	そうえん社 岩波書店 BL出版 佼成出版社
高 小 学 年 校	<ul style="list-style-type: none"> 📖 茶畑のジャヤ 📖 ワンダー 📖 ここで土になる 📖 大村智ものがたり：苦しい道こそ楽しい人生 	鈴木出版 ほるぷ出版 アリス館 毎日新聞出版
中 学 校	<ul style="list-style-type: none"> 📖 ABC！曙第二中学校放送部 📖 白いイルカの浜辺 📖 生きる：劉連仁の物語 	講談社 評論社 童心社
学 校 等	<ul style="list-style-type: none"> 📖 タスキメシ 📖 ハーレムの闘う本屋：ルイス・ミショーの生涯 📖 シンドラーに救われた少年 	小学館 あすなろ書房 河出書房新社





第35回全国中学生人権作文コンテスト入賞作品

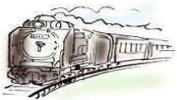
内閣総理大臣賞

宮城県 仙台市立第一中学校 3年
佐藤 萌 (さとうもゆる)

「人として生きる」

戦後七十年の節目となった今年の夏は、観測史上初の猛暑を記録して、全国の人々は暑さで苦しめられた。七十年前の夏はどうだったのだろう。終戦を迎えた夏は、暑さだけではなく、深い悲しみが人々の心身を苦しめたことだろう。戦争という悲劇から、基本的人権について考えてみようと思う。

同居している八十九歳の祖母は、夏になると悲しい記憶を語り出す。進行性の認知症を患っていて、新しい記憶はほとんど忘れてしまうが、七十年以上も前の出来事を、詳しく淡々と語るのだ。話の一つ一つが悲しく、重く伝わって来る。そして悲しみと恐怖心が、私の中で年々大きくなっているのを感じる。



祖母が生まれたのは、中国の満州、撫順ぶじゅんという場所で、曾祖父は満州鉄道に勤務して、外国人の労働者を受け入れ、派遣する部署の役職に就いていた。家族は役職者用の社宅に住み、生活環境の整った恵まれた暮らしをしていた様だ。曾祖父は仕事でも中国やロシアなどの外国人と関わり、自宅にも身の周りの世話をする外国人を数名雇っていた。当時満州鉄道で働いていた外国人の多くは、生活のために過酷な労働を強いられ、生活の格差は子供の目でも分かるほどだった。そんな暮

らしの中で、穏やかで誠実だった曾祖父は、地位や国籍に関わらず、たくさん有る物資や食糧は、できるだけ分け合う努力をしていた。家に入出入りしていた外国人とその家族達にも、食糧や衣類、時には薬なども手配し、生活が向上するように、日々心がけていたそう。誰に対しても平等に接して、平等に生きるチャンスを与えようと努力した父親が、祖母はととても誇らしかつたという。そして曾祖父のこの生き方が、終戦の時、祖母の大家族を救うことに繋がったのだ。

終戦を迎え、曾祖父が役職に就いていたため、祖母達家族は引き揚げまでにかなりの時間が経過していた。満州を出るまでの日々は、死を覚悟するほど悲惨な状況で、今でも祖母は全てを話す心境にならない。今まで共に生き暮らした中国やロシアの人々が、敵国の人となって、家族を苦しめていた。略奪や拉致、殺人、非道な事を目の当たりにして、戦争がこんなにも人々を変えてしまうのかと、悲しみや恐怖を超えた複雑な感情になっていたという。しかしその悲惨な状況の中、祖母の家族を救ってくれたのは、長年家で雇っていた中国人の人達だった。食糧を集めてくれたり、危険な生活を陰ながらサポートして、日本に戻れる様に支



てくれた。彼らにとっても命がけの手助けで、最後は、引き揚げ船までの長い道のりを、一人も欠けることなく移動する手配をして、船に乗せてく

れたのだ。曾祖父の生き方が、人の心を動かす、人として大切な心を育てていたのだと感じる。もし曾祖父が、日頃から差別的で有ったり、私腹だけを肥やしていたら、支え、助けてくれる人も無く、今の私も存在しなかつただろう。



ここから、大戦中に起きた様々な人権侵害から、基本的人権の尊重がどれほど大切な権利なのか、祖母は身をもって知っているのだ。そして祖母の話聞く度に、曾祖父の生き方の様に、地位や国籍に関係無く、どんな状況でも守るべきこと、それが人権の尊重ではないだろうかと私にも理解できる。自分が人間らしく生きるためにも、まず身近な人々もそうである様に、日々の暮らしの中でも心がけて生きていくことが大切だと思う。戦争という悲劇からは、何も生まれない。しかし、祖母の体験談から、私は自然にたくさんの事を学んでいたと気付かされた。そして、辛い思いをした祖母の事を、私が支えて守ってあげなければという気持ちが一層強くなった。

七十年前十九歳だった祖母には、明るく楽しい青春時代は無かった。その代わり、たくましく、辛抱強く生きる力を身につけた。そして曾祖父の様に、自分に関わる人達に礼儀正しく、平等に接して、できるだけ多くの人達が、人間らしく、自分らしく生きて行ける様に努力して来た。今現在は病気も進行してしまい、昔の様なたくましさや強さは失くなってしまった。昼夜が逆転して、不思議な行動をしてしまったり、同じ話を何十回も繰り返したり、知らない人が見れば、壊れてしまった老人にしか見えないと

思う。私もはじめは慣れなくて、どう対応すればいいのか戸惑い、見て見ぬふりをした事も有った。しかし、二十四時間介護している母の姿を見ているうちに、どう接したら良いのか、自分に出来る事は何か分かってきた。どんどん壊れていく祖母の人格や要望を受け止めてあげる事、そして最後まで人として尊重してあげる事が、家族の義務だと気付いた。一つ一つ失われていく祖母の記憶から、少しでも悲しみが減る様に願いながら、今日も同じ話に明るく返事をしてあげよう。今日も優しい気持ちで、手を引いてあげよう。そして祖母の記憶に、私の笑顔をたくさん残してあげたいと思う。



審査講評：祖母を通して知る曾祖父の生きた姿勢。その曾祖父を敬愛した中国の人々のサポート。戦争という、「ひとがひとでなくなる」極限においても尚、ひとが「ひとであり続ける」ことの豊かさと深さを考えさせられます。

この作品は、法務省人権擁護局・全国人権擁護委員連合会主催「第35回全国中学生人権作文コンテスト」(平成27年度)において、内閣総理大臣賞を受賞された作品です。



みなさま、「三木市非核平和都市宣言」はご存知ですか？ 一部を紹介しましょう。

三木市非核平和都市宣言 (平成22年3月制定)・・・被爆された皆様や戦争によって尊い命を亡くされた先人、そして多くのご遺族の深い悲しみに応えることはもとより、今を生きる全ての人の命をはじめ豊かな自然と文化を守り、核兵器のない平和な社会を永遠に引き継いでいくよう努めてまいります。

そして、核兵器の不拡散と廃絶を全世界に向け強く訴え、ここに、三木市は「非核平和都市宣言」をいたします。



日	曜	催し・講座など	日	曜	催し・講座など
1	月		16	火	
2	火	経営相談10:00~	17	水	
3	水		18	木	習字教室19:30~ 手芸教室13:30~
4	木	習字教室19:30~	19	金	経営相談10:00~
5	金	経営相談10:00~	20	土	茶道教室15:30~
6	土	茶道教室15:30~	21	日	市民じんけんの集い
7	日		22	月	夏休み子ども教室
8	月	歌謡同好会13:30~	23	火	経営相談10:00~
9	火	経営相談10:00~	24	水	書を楽しむキラキラ教室16:00~
10	水	子育てキャラバン10:00~	25	木	手芸教室13:30~
11	木	山の日	26	金	経営相談10:00~
12	金	経営相談10:00~	27	土	
13	土	書を楽しむキラキラ教室13:00~	28	日	
14	日		29	月	歌謡同好会13:30~
15	月		30	火	経営相談10:00~
【人権に関する記念日等】(8月)			31	水	

8月：着付教室はお休みです



- 6日 広島平和記念日 1945(昭和20)年8月6日、アメリカが投下した原爆により15~20万人が死亡。被害者を慰霊し、二度と戦争をしないという誓いを確かめる日。
- 6日 街頭人権啓発「人権尊重のまちづくり推進強調月間」にちなみ、市内各地で街頭啓発を行う。
- 9日 長崎平和記念日 1945(昭和20)年8月9日、アメリカが投下した原爆により7万4千人が死亡。被害者を慰霊し、二度と戦争をしないという誓いを確かめる日。
- 世界の先住民の国際デー 1982年8月9日に先住民に関する作業部会が開催された日を記念して、先住民が直面する問題への国際的な対応を強化するため、1994年の国連総会で制定。
- 12日 国際青少年デー 1991年、オーストリアで開催された第1回「国連システムにおける世界青少年フォーラム」に出席した青少年の意見の端を発し、2000年より実施。
- 15日 終戦記念日 日本政府は、1945(昭和20)年8月15日に戦争が終わったことを受け、この日を「戦没者を追悼し平和を祈念する日」とし全国戦没者追悼式を実施。
- 23日 奴隷貿易とその廃止を記念する国際デー 大西洋奴隷貿易廃止の重要な要因となった反乱(ハイチ革命)が始まった日を記念してユネスコが制定。

21日 市民じんけんの集い
「人権尊重のまちづくり推進強調月間」の主な事業として、同和問題をはじめ、あらゆる人権課題の解決と、市民のみなさまの人権意識の高揚を図り、明るく住みよいまちづくりを進めるための集いです。
ぜひ、ご参加ください。

ポスター優秀賞受賞作品



口吉川小2年 毛利姫菜さん

平田小6年 堀田葉風さん

三木中3年 大橋奈津希さん





【発行・編集】

平成28年9月1日発行

三木市立総合隣保館

〒673-0501 三木市志染町吉田 823

お問い合わせ

TEL

82-8388

FAX

82-8658

E-mail

jinken@city.miki.lg.jp

「思い込み」の危険性

1923(大正12)年9月1日の関東大震災発生後、「朝鮮人が襲ってくる」「井戸に毒を入れている」とのうわさが被災地に広く流れました。この時、神奈川県鶴見警察署長の大川常吉は、警察に助けを求めた朝鮮人を命がけて庇護しました。警察署を包囲する千人の暴徒に対し「井戸水を持って来い」と言い、その場で飲んで、朝鮮人の潔白を示し、中国人を含む300人以上を救ったのです。

大川署長の孫の豊さんは、「祖父の行動は、そんなにほめられることなのでしょう



か？暴徒に襲われけがをした朝鮮人たちを迫害から守った祖父の行動は、警察官として当たり前^の行動だと思う。美談としてたたえられる当時の異常な社会状況にこそ目を向けなければならない。」と語られています。朝鮮人や中国人を見下した社会背景の中で流言が広がり、各地の自警団などが多数の朝鮮人を殺害したのです。

「近所の文化住宅で在日コリアンのおじいさんのお葬式があった。葬式には、親元を離れて世帯を持つ息子や娘が集まった。夜、その人たちは大声で喧嘩していた。それを聞いた人たちの間には、『葬式だというのに、財産の取り合いをしている』といったうわさが流れた。しかし、口論の原因は、残されたおばあさんを『私が引き取る』とみんなが言って喧嘩になっていたということだったの

だ。」この話から、言葉を理解せずに思い込んでしまう危うさに気づかされます。さまざまな差別に関連して、うわさが流れることが少なからずあります。うわさの多くは身近な人から聞かされるため、うわさを理屈だけで否定しようとしてもなかなか納得しにくいものです。



しかし、世の中には、様々な「うわさ」や「思い込み」の危険がひそんでいます。ネット上の情報は正しいのか？新聞記事の写真は本当に真実を伝えているのか？一部分を強調しているだけではないのか？何が真実か、疑うことも必要です。「これは儲かります」と誘われても一歩立ちどまって、「そんなにもうかるのなら、どうして私に教えるのか」と考える習慣を身につけたいものです。「うわさ」を安易に信じたり、うわさを広めたりする事に疑問を感じることが大切です。

※「思い込み度テスト」…あなたならどう答えますか？(答えは最終頁に)

問1…「○肉○食」とは？

問2…「一○○中」とは？

問3…坂道を、重い荷物を山ほど積んだ荷車が登っています。前に引き手、後ろに押し手がいます。前の引き手に聞くと「後ろで押しているのは、私の息子です。」と答えます。後ろの押し手に聞くと、「前で引いているのは、私の父ではありません。」と答えます。

二人の関係はどういう関係ですか？



人権の尊重に向けて ～セクハラについて考えてみましょう

セクハラ (sexual harassment) とは、職場・学校などで (法的な取決めがあるのは事業主 (企業) のみとなります) 「性的嫌がらせ」または「相手の望まない性的言動すべて」です。

セクシャル・ハラスメントという言葉は、1970年代初めにアメリカの女性週刊誌で造語として使われ始めました。日本では、1980年代半ば以降に使用されるようになり、1989年にセクハラを理由とした国内初の民事裁判が起こされ、この年「セクシュアル・ハラスメント」という言葉が新語・流行語大賞の新語部門金賞を受賞し、一般的な言葉となりました。

セクハラは2つに分類できます。

①「対価型」は、職場や学校などでの立場・上下関係・役職を利用して、ワイセツ行為や性行為・愛人契約を強要することや、性的行為を要求したが拒否されたため、解雇や不利益な配置転換をするなどで、セクハラだと自覚を持ちやすいです。



②「環境型」は、3種類あります。一つ目は、視覚によるセクハラです。人目につくところにヌード写真や水着のポスターなどを貼ったり、スクリーンセイバーにしたり、ポルノ雑誌・お色気漫画などを、人目につくように読んだり置いたりすることや、性的魅力をアピールする服装や振る舞いをすることです。二つ目は、発言によるセクハラです。イヤ

三木市男女共同参画センター

「女性のための相談室」相談員

片倉佐知子

らしい冗談を言う。性的なうわさを流す。食事やデートにしつこく誘う。トイレや休憩室などで性的なうわさ話をする。「結婚しないの?」「子どもはできないの?」と私的なことについて言うことです。三つ目は、身体接触をするセクハラです。不必要に身体に触ったり、抱きついたり、強制わいせつ行為・強姦などの行為があります。

セクハラの判断基準は、相手が『イヤ!』と感じたら、それはセクハラになります。とても曖昧ですね。相手の主観ですから、当然個人差があります。同じ行為や言葉でも、セクハラになったりならなかったりさまざまです。自分では親しさを表すつもりと言動でも、相手を不快にさせていることがあります。「この程度なら大丈夫だろう」とか「相手とは良好な人間関係ができているから平気だろう」との思い込みはないでしょうか。知らないうちに加害者になってしまわないように、性的なことや個人的な話題については、注意が必要です。

他にも「ハラスメント」が・・・

セクシャル・ハラスメント以外にも、職場などの閉鎖的な環境で、立場や権力を利用した嫌がらせであるパワハラ (パワー・ハラスメント)があります。また、妊娠・出産を控えている人や出

産した人に対する嫌がらせの、マタハラ(マタニティー・ハラスメント)や、年齢に対する偏見などから嫌がらせをするエイハラ(エイジ・ハラスメント)など、ハラスメントは、30 数種類あるとも言われています。

ハラスメントは、力を持つ人から、力の弱い人への行為です。人には様々な力の差があります。上司と部下・先輩と後輩・健康な人と病弱な人・男性と女性、他にもいろいろな力の差が存在しています。本来、力の差があっても、人としては対等です。にもかかわらず、力を持つ人がその権力や優位性を利用して相手をコントロールしようとするのがハラスメントです。

男性も女性も、セクハラに加害者にも被害者にもなりますが、「男は女よりも偉い！」という意識の社会では、女性の被害がより深刻になっています。

被害にあったときは、セクハラは人権侵害だとしっかりと自覚を持ってください。そして、周りから見ても分かるように、はっきり拒絶すること。そうしないと「合意の上で」と言われてしまう可能性があります。被害を受けた日付、時間、加害者、言動・行動、証人などの証拠を記録すること。また、自分の気持ちやその時の行動についても記録を残しておくこと。写メ・ボイスレコーダー・メール・LINE 等の保存も、相談したり被害を訴えたりする時に大切です。

「ひとりで悩んでいませんか？」

被害にあったら拒否すればいいのですが、現実には簡単に拒否できないことが多いのです。職場などの上下関係の中では「逆らうことが怖い」「こんなことぐらいで騒ぐことではない。

みんな平気なんだから」「尊敬できる人だったから、嫌だと思っ自分が失礼ではないか、そう思う自分がおかしいかもしれない」などと考えてしまいがちです。でも我慢をしていると、PTSD*やうつ病、人間不信や引きこもりになったりしないか心配です。ひとりで悩まず、信頼できる人に相談してください。職場や労働組合に相談窓口があれば利用してください。相談することによって、気持ちの整理や、よりよい相談場所の紹介もしてもらえます。

*PTSD…強い精神的衝撃を受けることが原因で、心身に支障をきたし、社会生活にも影響を及ぼす様々なストレス障害を引き起こす精神的な後遺症、疾患のこと。

《筆者プロフィール》

☆NPO 法人 女性と子ども支援センター ウィメンズネット・こうべ デート DV 防止プロジェクト 講師
☆母親支援プログラム、コミュニケーションスキルアップ等のファシリテーター 等で活

三木市「女性のための相談室」は、相談は無料です。秘密は固く守ります。

一人で悩んでいないで、相談してください。問題解決に向かえるよう助言します。

例えば

- ★夫や恋人の暴力(DV)で悩んでいる
- ★離婚について考えている
- ★シングルマザーとして

一歩踏み出したけれど、不安

- ★子育てのことに不安
- ★家庭内のもめごと
- ★自分自身のからだのこと

(妊娠・不妊・出産・更年期・女性の病気)

- ★職場の人間関係のこと
- ★隣・近所のお付き合いのこと
- ★自分に自信がなくなって

どうしていいかわからない・・・

- ★思春期や性教育など
- 子どもにどう対応したらいいのか・・・ など

三木市男女共同参画センター

0794-89-2331 までお電話ください。



日	曜	催し・講座など	日	曜	催し・講座など
1	木	習字教室 19:30~	16	金	経営相談 10:00~
2	金	経営相談 10:00~	17	土	
3	土		18	日	
4	日		19	月	敬老の日
5	月		20	火	経営相談 10:00~
6	火	経営相談 10:00~ 着付教室 19:30~	21	水	
7	水	子育てキャラバン 10:00~	22	木	秋分の日
8	木	手芸教室 13:30~	23	金	経営相談 10:00~
9	金	経営相談 10:00~	24	土	茶道教室 15:30~
10	土	書を楽しむキラキラ教室 13:00~ 茶道教室 15:30~	25	日	
11	日		26	月	歌謡同好会 13:30~
12	月	歌謡同好会 13:30~	27	火	経営相談 10:00~ 着付教室 19:30~
13	火	経営相談 10:00~	28	水	書を楽しむキラキラ教室 16:00~
14	水		29	木	手芸教室 13:30~
15	木	習字教室 19:30~	30	金	経営相談 10:00~

表紙のクイズの「答え」です

- 問1 …一般的には「弱肉強食」ですね。でも「焼肉定食」「牛肉定食」もありますね。
 問2 …思いつくのは「一発必中」ですね。でも「一極集中」「一口最中」もあります。
 問3 …前を引いているのは母親です。でも、力仕事の場面では「引き手は男」の思い込みがあると、分からなくなりますね。

「じんけん釣りゲーム」
…住民学習などで活用しませんか?…

※ 何をあらわしているのでしょうか?



このようなマークが16枚。まず、マークを釣ります。数人で話し合いながらマークの「名称」と「意味」を別のカードから選び、合わせていくゲームです。楽しみながら様々なマーク(ピクトグラム)について学ぶことができます。答えの表もあります。どうぞご活用ください。

(答え: 左から) 「障がい者のための国際シンボルマーク」…障がいのある人が利用できる施設を指している。「耳マーク」…手話や筆談でのコミュニケーションをします。「ほじょ犬マーク」…盲導犬・介助犬・聴導犬の受け入れを示す。「身体障害者標識」…手足が不自由な人が自動車を運転していることを示す標識です。

【人権に関する記念日等】(9月)

- 1日 防災の日 1923年9月1日に発生した関東大震災にちなみ、1960年に閣議決定。全国各地で防災訓練が行われる。
 8日 国際識字デー 世界の5人に1人は読み書きができず、その内3分の2は女性。7500万人の子どもは学校に行っていない。個人と社会にとっての識字の重要性を強調するため、ユネスコが制定。
 10日 世界自殺予防デー 2003年にWHOと国際自殺予防学会が共同で開催した世界自殺防止会議で、自殺に対する注意・関心を喚起し、自殺防止のための行動を促進するため制定。10~16日は、自殺予防週間。
 19日 敬老の日 9月の第3月曜日。多年にわたり社会につくしてきた高齢者を敬愛し、長寿を祝うことを趣旨として制定。
 21日 国際平和デー 日本の呼びかけで、60か国から贈られた硬貨を溶かし込んで「世界絶対平和万歳」と刻んだ鐘(平和の鐘)が国連本部に設置された。この日にそれを鳴らし、一時停戦・平和を呼びかける。

- ★ 障害者雇用支援月間 障害者雇用の機運を盛り上げ、障害者の職業的自立を支援するため、政府・自治体を中心に、啓発活動等を展開。
 ★ 知的障害者福祉月間 ★ 発達障害福祉月間 知的障害や発達障害への関心と正しい理解を深め、福祉の向上を目的に啓発活動等を展開。



【発行・編集】

平成 28 年 10 月 1 日 発行

三木市立総合隣保館

〒673-0501 三木市志染町吉田 823

お問い合わせ

TEL

82-8388

FAX

82-8658

E-mail

jinken@city.miki.lg.jp

「差別になる？」

「ある大きな駅の男性用トイレに、我慢しきれなくなった女性が駆け込んできた。『すみません、すみません。』と。幸い個室は空いていたのでよかったけれど、『あーあ、女も年取るとあつかましいなあ。』と聞えよがしの声がする。『ふっ』と笑って同調する男性もいる中で、女性は、その声をどう聞いたのだろうか…」

聞えよがしに「あつかましい」と言った男性が、配慮もなく差別的なのか、一緒に「ふっ」と笑った周りの男性が、傍観者で差別的なのか、そもそも男性用トイレに入ってきた女性が、いけないのか、皆さんはどう思われますか？

駅に限らず、球場や劇場などのトイレでは、皆が行く時間帯は決まって長蛇の列です。それも女性トイレの方が混んでいます。この状況を予想していても、早めにトイレに行けない場合もあります。男性用と女性用のトイレの広さは同じでも、収容人数も、所要時間も違いますから、男女が利用する時の公平感はないと思います。これは、「配慮の無さ」でしょうか、「差別になる」のでしょうか。

憲法で教育の機会均等が保障され、「義務教育は無償」とうたわれています。でも、教科書を買えずに学校に通えなかった児童がいました。1961年、高知県の母親が部落差別解消のための学習をする中で「教科書は無償にするべきだ」と訴えた運動は、大阪や京都など全国に広がりました。これは「わがまま」なの

でしょうか。「差別になる」からなのでしょう。今、小中学生の保護者が、教科書を買う必要はなくなっています。

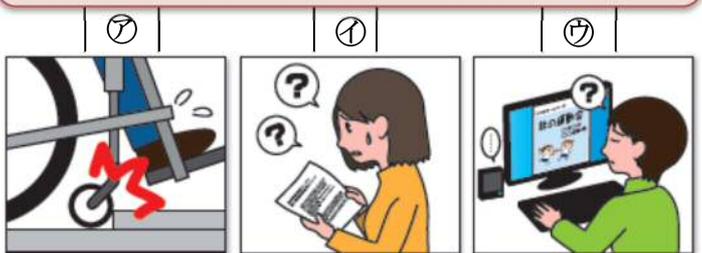


家の豊数や、親の職業や財産、取引銀行、思想信条などを記入しなければならなかった会社ごとの就職履歴書は、1974年以降、本人の適性能力による採用となるよう市販の履歴書のように統一されました。それはなぜでしょうか？

障がいのある方に合理的な配慮をしたり、手助けをしたりして、共に生活できるように行動することは、当然です。ですが、そもそも、人が生きにくい障壁が社会の中にあることが問題にされなければならないでしょう。差別や不便を感じる人が改善を訴えることが、わがままでもなく、手を差しのべ手助けすることが美しいというだけでなく、平等に生きることができるよう障壁を取り除くことが求められていると考えるのです。

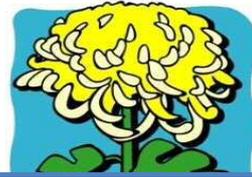
身のまわりで、結果的に「差別になる」という事柄はありませんか？

社会的「障壁」は、① ② ③ ④などがあげられます。次の絵は、どれにあてはまるでしょうか？



例 街なかの段差 例 書類 例 ホームページ
3センチ程度の段差で車 難しい漢字ばかりでは、理 すべて画像だと読み上げ
椅子は進めなくなります。 解しづらい人もいます。 ソフトが機能しません。

- ① 社会における事物（通行、利用しにくい施設、設備）
- ② 制度（利用しにくい制度）
- ③ 慣行（障がいのある方の存在を意識していない慣習、文化）
- ④ 観念（障がいのある方への偏見など）



人権の尊重に向けて ～DVについて考えてみましょう～

DV(ドメスティック・バイオレンス)とは、Domestic=家庭、Violence=暴力、の意味がありますので家庭内暴力との考え方もありますが、現在の日本では恋人や夫婦などの「親密な関係のカップル」の中で起こる暴力のことを言います。

カップルとは「男・女」とは限らずに、同性同士も含まれます。同性婚への第一歩となる「パートナーシップ条例」を施行している自治体があります。同性同士の恋愛は、少数ですがおかしいことではありません。色々なカップルの間でDVは起こっています。

では、「親密な関係のカップル」の中で起こる暴力には、**どんなものがあるのでしょうか？**

1 身体的暴力

殴る・蹴る・物を投げる・髪の毛をひっぱる・殴るふりをする・首を絞める・噛みつく・包丁を突きつける・押さえつける

2 精神的暴力

ひどい言葉でバカにする・嫌みを言う・怒鳴る・人前で侮辱する・束縛(つきあいや行動の制限、携帯や持ち物のチェック)・無視をする・大事な物を捨てる、壊す・脅す

3 性的暴力

性行為の強要・無理にアダルトビデオを見せる・避妊に協力しない
・中絶の強要または中絶させない



三木市男女共同参画センター
「女性のための相談室」相談員
片倉佐知子

・他の異性関係を認めさせる

4 経済的暴力

生活費を渡さない・無理に働かせる、または働かせない・家計を細かくチェックする・相手の収入や貯金を勝手に使う・借金を負わせる

5 社会的暴力

実家や友人との付き合いについて制限をして孤立させる

6 子どもを利用した暴力

「子どもに危害を加える」と言って脅す・子どもの前で暴力をふるう・子どもを虐待する・子どもの世話をさせない・子どもに相手の悪口をいう・子どもを取り上げると言って脅す

暴力は、殴られたりする身体的なものだけだと思ふことや、ちょっとくらい叩かれても、ケガをしたりアザができたらしなければ暴力ではないと思ふことは、まちがいです。

身体への暴力がなくても、精神的に追いつめることも暴力です。

相手の言葉や行動に対して「怖い！」と感じたときは、DVを受けていると**考えてください。**

平成26年の内閣府の調査では、配偶者から暴力を受けたことがある女性は4人に1人、男性は6人に1人の割合でした。決して他人ごとではない数字ですね。性別にかかわらず加害者や被

被害者になりますが、ケガをするとか命にかかわるような身体的暴力と性的暴力等の深刻な暴力の被害者は圧倒的に女性が多くなっています。

DVの加害者はどんな人でしょう

暴力を振るう原因がイライラやお酒にあると思っている人も多いですが、そうではありません。イライラしたからといって、相手かまわず暴力を振るうのはほんの一部の人だけです。またお酒は暴力の程度をひどくすることはありますが、直接の原因ではありません。加害者は、自分の友達・仲間・先輩や上司など、自分と対等か自分より上だと思ふ相手には暴力は振るわない人がほとんどです。加害者が、とても穏やかで人当たりも面倒見もよくて、「とてもいい人」と思われていることもよくあります。恋人や配偶者・パートナーだけに暴力を振るいます。密室の出来事で周りには見えにくいことから、加害者の周りの人に相談をしても、「あの人がそんな暴力をするはずがない。」と信じてもらえずに、被害者が孤立してしまうこともよくあります。

アメリカでDV加害者のカウンセリングを長年行ってきた男性のカウンセラーのランディ・バンククロフトは、加害者が共通して持っている考え方・価値観が三つあると言っています。

①相手は「自分のモノ」という『所有意識』がある。



②「相手より自分の方が偉い」という『特権意識』がある。

③そのために様々な暴力を使ってもかまわないと考え、相手のことを自分の思いどおりに『コントロールする』という行動をしている、と言って

います。心当たりはありませんか？

暴力を受けたら、別れたらいいのに

どうして別れられないのでしょうか。

相手から、「おまえ（あんた）が悪いからこうしてるんだ！」と言われると、自分のせいだから仕方がないと考え、我慢してしまうのです。



あるいは、「愛しているから！」と言われると、そんなに愛されているのだったら、もう少し我慢しようとか相手を怒らせないように自分が努力してみようと考えてしまう人も多いです。

また、「男だから」「女だから」こうするべきだと考えていると、その役割分担の中で自分が劣っているから仕方がないと考えがちです。

女性に被害者が多いのは、このような状況が大きく関係しています。

もし、いまの生活の中で、恋人・配偶者・パートナーに対して怖さや息苦しさを感じていたら、一度、思い込みをなくして二人の関係を見つめなおしてみませんか。一人で見つめなおすのは難しいことですので、ぜひ相談機関を利用してください。

三木市「DV相談室」

☆相談の電話番号は、0794-82-8300

☆月曜日から土曜日の9:00~17:00

(日曜日・祝日・年末年始は休みです)

あなたが安心した生活を送れるようにお手伝いいたします。

相談は無料で、**秘密は厳守します。**

表紙の問いの解説です

社会的障壁とは、障がいのある方にとって、生活上で障壁となるようなものを指しています。きちんと分類はできませんが、⑦は、①です。①と②は、①や③にあてはまります。②の制度については、出金や申請等の書類を簡素化したり、自署に限らず代筆可にしたり、本人だけと制約せずに補助者可にしたりすることが求められています。(内閣府ホームページより)



日	曜	催し・講座など	日	曜	催し・講座など
1	土		16	日	
2	日		17	月	歌謡同好会13:30~
3	月		18	火	経営相談10:00~ 着付教室19:30~
4	火	経営相談10:00~ 着付教室19:30~	19	水	
5	水	子育てキャラバン10:00~	20	木	習字教室19:30~
6	木	習字教室19:30~	21	金	経営相談10:00~
7	金	経営相談10:00~	22	土	
8	土	書を楽しむキラキラ教室13:00~ 茶道教室9:00~	23	日	
9	日		24	月	
10	月	体育の日	25	火	経営相談10:00~
11	火	経営相談10:00~	26	水	書を楽しむキラキラ教室16:00~
12	水		27	木	手芸教室13:30~
13	木	手芸教室13:30~	28	金	経営相談10:00~
14	金	経営相談10:00~	29	土	茶道教室13:00~
15	土		30	日	
			31	月	歌謡同好会13:30~

隣保館人権フォーラム

場所：総合隣保館

時間：いずれも 19:30~21:00 です。

第1回	10月 21 日 (金)
第2回	10月 25 日 (火)
第3回	10月 28 日 (金)



皆様のご参加をお待ちしています。

三木市人権・同和教育 研究大会

11月19日(土) 13:00~受付
三木市文化会館ほかで開催します。

【特別分科会】は小ホールで開催!!
テーマ：「みんなが尊重し合い、
自分らしく暮らせる地域とは」
～人権を守り虐待のない社会をめざして～
講師：兵庫県社会福祉士会
高齢者虐待対応委員会委員

【人権に関する記念日等】(10月)

- 1日 **国際高齢者デー** 高齢者の人権についての理解を深めるための啓発活動を行うために設けられた。1990年12月に行われた国連総会で採択。
- 1~2日 **兵庫県人権教育研究大会中央大会** 県内の人権教育の取組を発表し、討議する大会。芦屋市で開催。
- 3日 **犯罪被害者支援の日** 犯罪被害者の実情と支援の必要性を知ってもらうため、医師や弁護士、ボランティアらによって設けられた。
- 10日 **世界メンタルヘルスデー** NGOの世界精神衛生連盟(WFMH)が、1992年にメンタルヘルス問題に関する意識を高めることを目的として定め、後に国連機関の世界保健機関(WHO)も協賛し、正式に国際デーと認められた。
- 17日 **貧困撲滅のための国際デー** 1999年12月の国連総会において、多くの国で10月17日が「極貧に打ち克つための世界デー」となっていることから、この日を「貧困撲滅のための国際デー」とすることが宣言された。
- 24日 **国連デー** 1945年10月24日に国連が発足したことを記念して設けられた。
- ★ **里親月間** 1948(昭和23)年10月に里親制度が発足したことから、毎年10月を「里親月間」に設定。
- ★ **高齢者雇用支援月間** 高齢者が、健康で、意欲と能力がある限り年齢にかかわらず働き続けることができる社会の実現をめざすため設定。

隣保館だより

11月号 No.424

つなごう手と手
築こう心の架け橋を



【発行・編集】

平成 28 年 11 月 1 日 発行

三木市立総合隣保館

〒673-0501 三木市志染町吉田 823

お問い合わせ

TEL

82-8388

FAX

82-8658

E-mail

jinken@city.miki.lg.jp



12月3日(土)・4日(日)は第33回総合隣保館文化祭です。隣保館各講座生による作品展や発表、子どもたちによるダン

スや劇など、さまざまな催しがいっぱいです。日頃、隣保館事業にご支援いただいております皆様に感謝を込めて開催します。みなさんのご来館をお待ちしております。

第33回 総合隣保館文化祭

12/3日(土)

- 9:00~21:00 ◆ 作品展 →【4日の16:00まで】 総合隣保館教養文化講座、保育所、教育事業各学級・その他の団体が展示
- 9:00~12:00 ◆ 囲碁ボール大会
- 11:00~13:00 ◆ 交流 餅つき大会・・・ぜんざいをいただきます！！
- 12:00~16:00 ◆ 催し物及びバザー (三木市協、その他団体による)
3日は11:00から、4日は10:00から
- 14:00~15:00 ◆ 子どもたち 全員集合(ゲーム等)
- 18:00~19:15 ◆ 前夜祭 ミニコンサート♪ 演奏 ムジカドルチェ



12/4日(日)

- 9:30~10:00 ◆ 開会行事
- 10:00~11:30 ◆ 記念講演
- 11:30~ ◆ 福引き開始

おやこ
テーマ：「母娘で問うた部落差別」
講師：部落解放同盟鳥取県連合会西部地区協議会
女性部長 坂田 かおり さん



お昼は

山菜おこわ・うどん をどうぞ!!

コーヒー・ジュース、フランクフルト・ポップコーンなどもありますよ。

- 12:45~16:00 ◆ 舞台発表 文化講座団体、教育事業各学級、その他団体による発表です

クイズです。正しい説明をしているのはどれ?

①道路や建物の床にある線状ブロックで「誘導・すすめ」の表示です。



②赤ちゃんが寝ているので、静かにしてほしいという表示です。



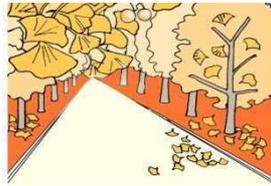
③視覚障がいのある方の入店を断っていますが差別にはなりません。



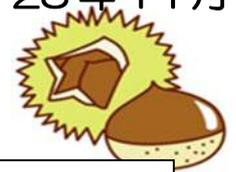
④聴覚障がいの方には、マイクの声が聞こえないので差別になります。



人権の小窓 (174)



28年11月



“教育事業”への思い

教育事業運営委員長

西本 正仁

「将来は地区の指導者になって差別を解消していきたい」…中学3年生が教育事業の閉級式で述べた言葉です。



私は2014年度から、A地区の教育事業運営委員長をしています。教職員、隣保館職員、地区の人々と連携し、かつては「解放学級」とよばれていた青少年の部（学級名は「杉の子学級」）の「教育事業」の運営に地区の代表として関わっています。

「未だ完全解決に至っていない同和問題」が存在する今、「同和問題をはじめとする様々な人権課題に対する正しい知識を持ち、差別に立ち向かい、解消する力を育てる」ことを杉の子学級中学生の部の運営方針とし、様々な人権課題について小学校1年生から発達段階に応じて学習しています。子どもたちには「差別に負けない力」にとどまらず「差別を解消する力」を身に付けて欲しい・・・このことが、保護者や地区の方々、関係する大人たちの心からの願いです。

この教育事業の閉級式で、高校に進学する生徒が、「将来は地区の指導者になって差別を解消していきたい」と述べたことは、本当に頼もしく嬉しく思いました。同時に私自身の「差別を解消する力」はどの程度なのかと、自問自答させられました。

「未だ完全解決に至っていない同和問題」について、私にはいつも思い出す事例があります。

私の知人は、結婚するとき、相手のご両親から「結婚は認めるがA地区には居住しないで欲しい」と言われました。長い間、彼の父親が入院し、車の免許を持たない彼の母親は毎日歩いて病院へ看病に行かれます。年老いた母を1人実家に残し、ふるさとのA地区に住むことを許されなかった彼の気持ちを思うとき、また、子どもの幸せが一番と考える彼の母親の気持ちを思うとき、いつも私の心は張り裂けそうになります。

「同和問題を人権課題としてとりあげるから差別がなくなる」と言われる方がおられます。そうでしょうか？

市内の元校長先生が講演のなかで言われたことが、大変強く、私の心に残っています。先生は、『あなたの住んでいる地区は同和地区ですか』と聞かれたとき、『違います。同和地区は隣の地区です』と平気で答えてしまう人間を学校や社会は絶対に育ててはならない。どうして聞きたいのかをたずねたうえで、『質問自体が差別です』と答えることのできる人間を育てなければならない」と言われました。

「同和問題」に対し、正しい知識が



なければ、間違った意識にもとづく言葉を発してしまいます。ですから誰もが、差別とは何なのかを具体的に学ぶ必要があると思います。

私を含む地区の大人は自分自身に語りかけるように「杉の子学級」の子どもたちに、話します。



「いつも正しい知識を身に付けて、『間違ったことは、間違っている』と言える人になってください。『自分は差別をしていないだろうか』『自分は差別を見過ごしていないだろうか』いつも自分自身を振り返ってください。やがて大人になったとき、社会、地域、職場であらゆる人権課題解決のリーダーとなり、人権文化を発信してください」と。

そして、保護者や私を含む地区の大人は、子どもに期待を寄せるだけでなく、「A地区の子どもは、なぜ『杉の子学級』で学んでいるのか、何を



『杉の子学級』で学んでいるのか」を自分の言葉で他地域へ発信し続ける努力が、今後必要だと思います。

誰もが、出自や属性にこだわらない社会の実現をめざし、子どもたちの笑顔に励まされながら、今後も教育事業に携わり、私自身の「差別を解消する力」も高めていきたいと思

「じんけん釣りゲーム」 第2弾 完成

…住民学習などで活用しませんか?…

※ 何をあらわしているのでしょうか?



これは、バリアフリー法認定特定建築物マークです。バリアフリー法に基づき、だれにでも利用しやすい施設であることの認定を受けた建築物に表示してあります。

・・・教育事業とは・・・



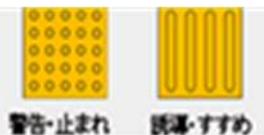
教育事業は、市民一人一人の人権が真に尊重される明るく住みよい三木市を作っていくために行う事業です。

同和問題をはじめ、人権にかかわる教育課題の解決をめざし、市内の各地域で主に青少年の部（小・中学生学級）を対象に、自立向上の意欲や態度を育てる学習、人権尊重の意識や仲間づくりを高めるための活動や学習を行っています。

他に、成人の部（乳幼児・家庭教育・高齢者学級など）があります。

表紙のクイズの答え… 正しいのは①と④です

①は○、正しいです。視覚障がいのある人を安全に誘導するため、道路や建物の床には、点状ブロックの「警告・止まれ」と線状ブロックの「誘導・すすめ」の2種類の表示があります。



②は×、正解は「マタニティマーク」です。妊婦さんにはさまざまな苦労があります。妊娠初期は外見からは見分けがつかないため、このマークを身につけ、周囲が妊婦への配慮を示しやすくするものです。



③は×、間違いです。障害者差別解消法では、「不当な差別的取扱い」が差別になります。障がいを理由に入居を拒んだり、入会を拒否したり、入店を断るのは、不当な差別です。



④は○、正しいです。マイクで指示をしている場面ですが、聴覚障がいの方には聞こえません。このことは、「合理的な配慮をしないこと」の差別になります。聴覚障がいのある方には、文字で知らせるなどの合理的な配慮が必要です。



これは、補助犬同伴可マークです。身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）同伴の啓発マーク。補助犬はペットではなく、障がいのある方の体の一部となって働いています。



これは、盲人のための国際シンボルマークです。このマークが付いた歩行者用信号ボタンは、視覚障がい者が安全に渡れるよう、信号時間が長めに調整されています。(ゲームの方法は9月号参照)



日	曜	催し・講座など	日	曜	催し・講座など
1	火	経営相談10:00~ 着付教室19:30~	16	水	
2	水	子育てキャラバン10:00~	17	木	
3	木	文化の日	18	金	経営相談10:00~
4	金	経営相談10:00~	19	土	
5	土		20	日	
6	日		21	月	
7	月		22	火	経営相談10:00~ 着付教室19:30~
8	火	経営相談10:00~	23	水	勤労感謝の日
9	水		24	木	手芸教室13:30~ 習字教室19:30~
10	木	手芸教室13:30~ 習字教室19:30~	25	金	経営相談10:00~
11	金	経営相談10:00~	26	土	茶道教室9:00~
12	土	茶道教室9:00~ 書を楽しむキラキラ教室13:00~	27	日	
13	日		28	月	歌謡同好会13:30~
14	月	歌謡同好会13:30~	29	火	経営相談10:00~
15	火	経営相談10:00~	30	水	

講演会へのお誘い

高齢者や障がい者に対する虐待など人権侵害が各地で報告されています。高齢者や障がい者の生活や人権について、無関心ではられません。過去の事例をふまえ、どうすれば虐待を防げるか、虐待防止の視点を共有しましょう。そして、施設職員も地域住民も家族も、みんながお互いを尊重し合い、一緒になって、自分らしい暮らしについて考えましょう。



第32回三木市人権・同和教育研究大会 特別分科会

皆が尊重し合い自分らしく暮らす地域とは
～ 人権を守り虐待のない社会をめざして ～

【日時】平成28年11月19日(土)
午後2:15～4:30

【場所】三木市文化会館小ホール

【講師】伊東圭一さん

略歴 兵庫県社会福祉士会高齢者虐待対応委員会委員長。兵庫県社会福祉士会虐待対応専門職チームメンバー。介護支援専門員などを歴任。

多くの皆さんの参加をお待ちしています!!

【人権に関する記念日等】(11月)

- 16日 **国際寛容デー** 1995年11月16日、ユネスコ総会で「寛容原則宣言」と「国連寛容年のためのフォローアップ計画」が採択され、翌年12月の国連総会で制定。
- 19日 **三木市人権・同和教育研究大会** 市内の人権教育の取組を発表し、協議を行う大会。三木市文化会館ほかで開催。
- 20日 **世界こどもの日** 国連総会は1954年12月14日、国際連合で「児童の権利に関する宣言」(1959年)と「児童の権利に関する条約」(1989年)が採択された11月20日を「世界こどもの日」とした。
- 25日 **女性に対する暴力撤廃の国際デー** 1961年にドミニカ共和国の支配者の命令で政治活動家三姉妹が暗殺されたことに由来し、1999年12月の国連総会決議で制定。
- 12～25日 **女性に対する暴力をなくす運動** 女性に対する暴力根絶のシンボルであるパープルリボンにちなんで、タワーや商業施設、橋、観覧車、城など、パープルにライトアップするなどの運動を展開。
- 26～27日 **全国人権・同和教育研究大会** 全国の人権教育の取組を発表し、討議する大会。大阪市で開催。
- 25日～12月1日 **犯罪被害者週間** 「犯罪被害者等基本法」の成立日である12月1日以前の1週間を「犯罪被害者週間」と定めた。
- ★ **児童虐待防止推進月間** 子どもの笑顔を守るために一人ひとりに何ができるのかを呼びかけていく「オレンジリボンキャンペーン」を展開。



隣保館だより

12月号 No.425

つなごう手と手
築こう心の架け橋を



[発行・編集]

平成28年12月1日発行

三木市立総合隣保館

〒673-0501 三木市志染町吉田 823

お問い合わせ

TEL

82-8388

FAX

82-8658

E-mail

jinken@city.miki.lg.jp

1948年(昭和23年)12月10日の国連総会において、「世界人権宣言」が採択されたことを記念して、1949年に法務省と全国人権擁護委員連合会が、12月10日を最終日とする

1週間を「人権週間」と定めています。この期間に合わせて、今年も12月3日(土)～4日(日)に「総合隣保館文化祭」を開催します。皆様のご来館をお待ちしております。

12月4日～10日は人権週間です

世界人権宣言では、…みんな自由・みんな平等…、…差別はやめよう…と宣言しています。すべての人は、生まれながら自由で、人として尊ばれ、あらゆる権利が平等にあります。すべての人は、人種、性、言語、宗教、信条や社会的出身、財産、門地などいかなる事由による差別をも受けることなく、世界中のどこでも、すべての権利と自由とを享有することができます。



世界人権宣言よりも以前の1922年(大正11年)、日本では「水平社宣言」が出されました。部落差別解消への取り組みをうたった「人権宣言」と言えます。

「全国水平社」創立大会で「人間を冒とくしてはならぬ」と訴え、「人の世に熱あれ 人間に光あれ」と締めくくったこの宣言は、時代を超えて、今も私たちに差別解消への取組を訴えかけてきます。

あなたの個人情報、

勝手に利用されていませんか？

本人通知制度は、不正取得の早期発見や個人情報の不正利用防止・抑止のため、本人以外の第三者などに証明書を交付した場合に、交付した事実を登録した方へお知らせする制度です。事前登録者率が高いと不正取得の抑止力が高まります。

登録に必要なもの

- ・ 申出書 (登録場所にあります)
- ・ 本人確認書類 (マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、健康保険証など)
- ・ 代理人の場合は、委任状 (登録する方が未成年の場合は不要)

登録できる方

- ・ 市の住民基本台帳に記録されている方
または記録されていた方
- ・ 市の戸籍簿・除籍簿に記録または記載されている方



どうして私の戸籍謄本を持っているの？

だれが住民票を取ったのだろう？



本人通知制度に登録を

登録場所

- ・ (市)市民課 ・ (市)吉川支所市民生活課
- ・ 各市立公民館(預かりのみ)

対象となる証明書

- ・ 住民票の写し(除票を含む)
- ・ 住民票記載事項証明書
- ・ 戸籍附票の写し(除かれた附票を含む)
- ・ 戸籍謄本および抄本(除籍を含む)
- ・ 戸籍記載事項証明書(除籍を含む)



ネパールの国旗

“ネパール地震”が残したもの

2015年（ビクラム歴*2071年）、ネパールを襲った大地震の傷はいえな
いままです。復興には数十年かかる
といわれています。地震が壊したものは
数えきれません。そんな中でも、唯一
の光はネパールを縛るカースト*や迷
信が揺らぎ始めたこ
とかもしれません。



倒壊した家屋

地震後、カースト
に関係なく本当に大切
なことや考え方、必
要な支援に目がむけ
られるようになりま
した。震災をはじめ
とした災害は、カー
ストに関係なく誰に
も起こります。力を
あわせることや助け
合うことから前に進
む力が生まれること
を現地のリーダーか
ら聞かせていただき
ました。

現地のリーダーであるカトマンズの
第7区役所長は、「私たちは、出来る
だけのことはしたいのです。もっ
ともったかかったのに、出来な
かった後悔が頭から離れません。」
と言われます。

第7区にはパシュパティナート（火
葬場）があります。地震後の大混
乱と物資不足の中、彼らリーダー
は7か月間、区役所のそばにテ
ントを張り、24時間体制で被災
した町を片づけ、人々の死と向
き合われました。人の死を前世
や因縁に結びつけたり、カー
ストの違いを理由にしたりして
ご遺体が放置される現実。ど
こかに向かう途中で

NPO法人ラリグラス代表理事
シュレスタあけみ

力尽きたご遺体や置き去りにされた
ご遺体を野犬や腐敗から守るため、
きれいに白布で巻き、地面の血だ
まりを消毒し、衛生に気を配りな
がら茶毘だびに付します。そして、瓦礫
と化した廃墟はいきょに人がいないか、
手探りで、すき間すき間に長い竹
を差し込みながら夜通し探索され
たのです。政府から発表されたカ
トマンズ大地震の死者数は身元
が判明した方々だけです。出稼ぎ
の方、路上生活の方を含めれば、
はるかに多いのです。

カトマンズの小道は、重機どころ
か人がひとり通るのもやっとです。
救助の際、鼻を骨折した方やひど
い傷を受けた方にもお会いしま
した。家や家族を失い、またご
自身も被災者として私たちの想
像を絶する思いを抱えながら、
このように力を合わせ闘われた
日々があるのです。当時の生々
しい写真を私に見せながら、現
地のリーダーが、こう優しく声
をかけてくださいました。



地震直後のレスキュー隊の活動

「みんなで助ける。子どももできる
ことを手助けする。出来ることを出来

るだけ、みんなでした時、幸せが来ますね」と。また、「三木市の学校の子どもたちから預かった寄付を届けてくださってありがとう。私たちも、第7区の全ての学校に呼びかけました。



仮設小学校で設置された飲み水用貯水タンク

『家にあるクッキーなどを家族の人からもらってきてください』と。すると次の日、

山ほどのクッキーが集まりました。ビックリしました。子どもたちは言いましたよ。『私も誰かを手伝えたね』と。

それで、被災者の方に、カーストに関係なく配ることができました。あなたたちの活動と同じですね」と。

今年、ラリグラスはカトマンズの現地 NGO や行政と共に献血活動や心身を健やかに育む卓球大会などを開催しました。これまで、献血は衛生面などの不安、またカーストが残している



献血の様子

しこりなどから普及することがありませんでした。でも、少しは広める事ができたと思います。それも友人のスザ

ルさんのおかげです。

彼は、カトマンズで有名なラジオ DJ ですが、地域に根付いた『人のつながりを生かすボランティア』に貢献されている方です。私は彼の紹介でカトマンズ第7区の皆さまとつながりを持つことができたのです。

地震後のカトマンズ市政には、多くの批判がありました。けれど、その町の現場では、先のリーダーのように、誇りをもって、カトマンズを守り抜こ

うとした方々がおられたのです。「怠けていたのではありません。出来なかったのです。」握ってくださる手に涙が落ちます。カトマンズに暴動や略奪が起きなかったこと。それがどれほど素晴らしく誇れることであるか。街を片づけ、人々を見守られるリーダーの方々がおられたからこそその結果なのです。

世界中のどの国にも悲しい記憶と現実があ

ります。「あなたの気持ちの全ては分からなくても、知ろうとすることはできる。寄りそうことはできる。同じ空間を大切にすることが出来る。」この想いをいつも大切にして活動すれば、悲しい記憶が優しい記憶につながっていく瞬間が生まれます。それが多文化共生につながると信じています。

笑顔の花は、手のひらから伝わるあたたかさ、寄りそう誰かがいてくれるという安らいだ思いが生み出してくれると考えます。皆さまのあたたかいお気持ちを私たちにお預けくださることに感謝しながら、「笑顔の見える」サポート活動が次世代へとつながることを願ってこれからも三木とカトマンズを結ぶ活動を続けます。



卓球大会の様子

***ビクラム暦**・・・ネパールでは公式の暦として使われています。ビクラム暦は、4月を新年の始まりとして1年は11か月です。そして数年に一度、13か月の年があります。

***カースト制度**・・・インドで生まれた独特の社会的身分制度のことで、ネパールでは1854年に法典に制定しました。現在は、憲法において法の下での平等は定められています。しかし、身分の上下の考えや社会進出における影響は、社会慣習として今もなお存続しています。



日	曜	催し・講座など	日	曜	催し・講座など
1	木	習字教室19:30~ 手芸教室13:30~	16	金	経営相談10:00~
2	金	経営相談10:00~	17	土	茶道教室9:00~
3	土	総合隣保館文化祭9:00~21:00	18	日	
4	日	総合隣保館文化祭9:00~16:00	19	月	
5	月		20	火	経営相談10:00~ 着付教室19:30~
6	火	経営相談10:00~ 着付教室19:30~	21	水	
7	水	子育てキャラバン10:00~	22	木	
8	木		23	金	天皇誕生日
9	金	経営相談10:00~	24	土	
10	土	書を楽しむキラキラ教室13:00~	25	日	
11	日		26	月	歌謡同好会13:30~
12	月	歌謡同好会13:30~	27	火	経営相談10:00~
13	火	経営相談10:00~	28	水	フラワーアレンジメント教室18:00~
14	水		29	木	閉館 1月3日まで
15	木	習字教室19:30~ 手芸教室13:30~	30	金	
			31	土	

募集 フラワーアレンジメント教室
 「新春を生ける」 講師：田中真紀さん
 12月28日午後6時~
 参加費 4,500円 持ち物：花器、はさみ

市民が創る **まあるいココロ**
あったかメッセージ'16
 ~私の心にひびいたあのシーン~

 入学式で1年生といっしょに入場した時、私と手をつないだ子が私の手を「キュッ」とにぎった。

「本当の6年生になれたんだ。たよられているんだ。しっかりしないと」と思うと、うれしくなった。
 ゆうな(11歳)

.....2016年11月発行.....
 三木市人権・同和教育協議会

第5回目のリーフレット完成。市内10か所の公民館に置いています。どうぞご覧ください。

【人権に関する記念日等】(12月)

1日 **いのちの日** 日本で心の健康に関する正しい理解の普及・啓発を行うための日。自殺予防活動の一環として2001年から設定。
世界エイズデー 世界規模でのエイズ蔓延の防止エイズ患者やHIV感染者に対する差別・偏見の解消を目的とし、1988年に世界保健機関により定められた。シンボルはレッドリボン。

3日 **国際障害者デー** 1982年12月3日、国連総会で「障害者に関する世界行動計画」が採択されたことを記念して、1992年の国連総会において制定。

★ 3~4日 **三木市立総合隣保館文化祭** 「つなごう手と手 築こう心のかげ橋を」をテーマとして、多くの人々が人権と差別について学び、交流する文化の祭典。

10日 **人権デー** 世界人権宣言が、1948年12月10日の国連総会で採択されたことを記念して、1950年の国連総会において制定。

18日 **国際移民デー** 1990年12月18日、国連総会で「全ての移住労働者及びその家族の権利の保護に関する国際条約」が採択されたことにちなみ制定。

★ 3~9日 **障害者週間** 国際障害者デーであり、障害者基本法の公布日でもある12月3日を起点とし、障害者の日である12月9日までの1週間。1995年6月27日、総理府(現内閣府)障害者施策推進本部が制定。

★ 4日~10日 **人権週間** 1948年12月10日の国連総会において世界人権宣言が採択されたことを記念して1949年に法務省と全国人権擁護委員連合会が12月10日を最終日とする1週間を人権週間と制定。

隣保館だより

1月号

No.426

つなごう手と手
築こう心の架け橋を



[発行・編集]

平成 29 年 1 月 4 日発行

三木市立総合隣保館

〒673-0501 三木市志染町吉田 823

お問い合わせ

TEL

82-8388

FAX

82-8658

E-mail

jinken@city.miki.lg.jp

新年 明けましておめでとうございます

2017年（平成29年）を迎えました。

隣保館は社会福祉施設として、また、人権教育・啓発の拠点施設として、今年も懸命に取り組んでまいります。どうぞよろしく願いいたします。



去年は、過労死のニュースが私たちの胸を痛めました。中でも「女子力がない」などの上司の発言が報道されていました。私たちの中に、「男子力」というイメージはあるでしょうか？「女子力」が「女らしさ」と似た意味で発信されている世の中で、「刷り込み」によって「思い込み」を持たされている気がします。あらためて、「女とは、男とは、こういうもの」という思い込みがないか、自身に問いたいものです。

また、「この新製品は他社との差別化を図っています」などと、他社の商品との違いを強調するために特別に開発したものだ、何かしら優越感を持たせるイメージはありませんか？この「差別化」という言葉に違和感を覚えるのですが、皆さんはいかがですか？

12月9日

【部落差別解消法が成立しました】

(目的)

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

※ 他に、国及び地方公共団体の責務、相談体制の充実、教育及び啓発、部落差別の実態に係る調査について明記された条文があります。

隣保館文化祭、多数ご参加いただき、ありがとうございました

子どもたちの明るい声、餅つきの活気、囲碁ボール大会や子どもたち全員集合など、多くの方々に支えられ、盛大に文化祭を終えました。今年も様々な活動に、どうぞご参加ください。



前夜祭コンサート
ムジカドルチェ



囲碁ボール大会



教育事業作品展示



人権劇「おかあさんの木」
テアトロ三木

人権の小窓

(176)



29年1月

まほろばのラスク

地域で暮らす ～互いに認め合って活力に～

「社会福祉法人まほろば」は、1987年の設立で今年30年目を迎えます。主に知的障がいのある方の生活や就労の支援につとめさせて頂いています。

【まほろばのパン】

就労支援の一環として、パンの製造をする部門があります。



「社会福祉法人まほろば」という名称はご存知なくても「まほろばのパン」と言えば「ああ、あのパン。」と、覚えて下さっている方もいらっしゃるのではないのでしょうか。お蔭様で、特に三木の地におきましては、多くの方々がこのまほろばのパンをご周知下さっていて、本当に地域でお育て頂いていることに、心から感謝申しあげているところです。

【自分の歩幅を大切に】

まほろばは、現在180名程の方にご利用頂いています。パンの製造の他にも様々な事業や活動があり、ご利用のメンバーさん一人ひとりがご自分の歩幅を大切にしながら毎日を歩んでいます。

中には、自分の歩幅に自信がなか



社会福祉法人 まほろば 相談支援事業所
和 管理者 中川 敬悟

ったり不安のある人もいますが、それぞれ一人ひとりの気持ちに寄り添い、拙い支援ながらも生活や将来の方向性を考えるお手伝いをさせて頂いています。

【どんな職業支援をされるの】

まほろばには、パンや焼き菓子の製造の様子を見学したいと多方面の方々から訪問下さいます。その感想として、「皆さん、きびきびと動かれていますね」だとか「皆さん元気に挨拶して下さい、活気があって良い職場ですね」などと、身に余るようなお言葉を頂戴することがあります。そして、「こんなにできるようになるには、どんな職業支援をされるのですか？」という質問もよく頂きます。そういう時は、「実は、特別な支援はしていないのです。メンバーさん一人ひとりの努力の結果なんです」とはじめにお答えさせて頂いています。「なにかいい恰好をしているような優等生的な答えだな。」と、感じられる方もいるかもしれませんが、本当にそうなんです。

【長所や強みを見つけて】

一人ひとりのメンバーさんが、ご自分なりの自立と自律をめざして努力されているからです。当然ながら作業に入るきっかけとして、この人の持ち味を活かせるポジションはどこだろう？という考察はあります。現在の職業能力やその人の思い、その人の持っている性格から

小学生の頃に、近所の小学生が田んぼに落ちたのを私のお母さんが助けて、家に帰ってタオルまで持ってきて、そんなお母さんに「なんでそこまでできるの？」ときいたら「あたりまえのことやから」といわれたとき。 ◆

くるもの、障がいの特性からくるものも含めて受け止めて、その人の欠点に着目するのではなくて、長所や強みを見つけて作業のポジションをイメージします。福祉の言葉で「ストレングスの視点」などと言ったりしますが、まずは、こういう環境を整えて、その上でメンバーさんに提案や相談をさせて頂き、自身の中の「やる気」のスイッチがオンになるか、オフになるのはどういう場面かなど、見守ります。

【失敗も宝です】

このように配慮させて頂きますが、あとは要所々々でのアドバイスや励ましのほかは、もう一人ひとりの努力の現れ



なんです。それが、特別な支援はしていないというゆえんです。

もちろん、言葉で言うほど簡単な事ではありません。根気のある人もいれば飽きっぽい人もいます。器用な人もいれば不器用な人もいます。思った以上に伸びる人もいれば、思ったようにいかない人もいます。失敗もあります。そこで、結論を出すのは簡単なことですが、それだと私どもの存在意義がないと思っています。失敗も宝です。思ったように進まなかった場合もまた、もう一度、ご本人なりの達成感を見い出せるよう、その人の身になって進めることが大切だと思っています。

【地域と繋がるのが活力に】

少し視点が変わりますが、まほろばパンの製造に携わっているメンバーさん

の多くは、共同生活援助（グループホーム）という住居で生活をされています。すでにご両親が他界されていたり、身寄りの方がいなくなったりして、これからも自分の力で生きていかなばならない人がほとんどです。そんな皆さんがまほろばでの仕事を終えて、それぞれの住居に帰っていきます。そこには、「お帰り」と迎えてくれる同僚や世話人と呼ばれる職員がいます。世話人さん達と家族のように食卓を囲み、笑い語り合う、そんな家庭的な佇まいが、かけがえのない空間となっています。もちろん、メンバーさん同士のもめごとなどもありますが、それらも含めての日常生活だと思っています。

このような地域の見守りの中でおくる普通の生活、



また、パン作りを通じて地域と繋がるのが、メンバーさんの大きな活力となっています。

【一列兄弟、互い立て合いたすけあい】

昨今、「社会的包括」や「地域共生社会の実現」などがキーワードとなっていますが、要は、「互いに認め合って、おもいやりながら助け合って生きていきましょう。」ということだと思っています。ちなみに、私どもまほろばの理念も、「一列兄弟、互い立て合いたすけあい」です。

今後とも、私どもは、一人ひとりの思いを傾聴し、寄り添いながら、微力ながらもその人の地域生活のサポートをさせて頂ければとそう考えています。



日	曜	催し・講座など	日	曜	催し・講座など
1	日	元日 休館1月3日まで	16	月	歌謡同好会13:30~
2	月	振替休日	17	火	経営相談10:00~
3	火		18	水	
4	水		19	木	手芸教室13:30~
5	木		20	金	経営相談10:00~
6	金	経営相談10:00~	21	土	
7	土	茶道教室9:00~	22	日	
8	日		23	月	歌謡同好会13:30~
9	月	成人の日	24	火	経営相談10:00~ 着付教室19:30~
10	火	経営相談10:00~	25	水	書を楽しむキラキラ教室16:00~
11	水		26	木	手芸教室13:30~ 習字教室19:30~
12	木	習字教室19:30~	27	金	経営相談10:00~
13	金	経営相談10:00~	28	土	茶道教室9:00~
14	土	書を楽しむキラキラ教室13:00~	29	日	
15	日		30	月	
			31	火	経営相談10:00~ 着付教室19:30~

市民が創る まあるいココロ
あったかメッセージ'16

～私の心にひびいたあのシーン～

なかなか言う

ことをきかない4才の息子に
「言うこときかれへん子は嫌い!!」
と言ってしまったところ、息子が
泣きながら「ぼくは好き〜!」
と言ったこと。

本当は息子の事が大好きなのに、
ついイライラして「嫌い!」と言っ
てしまったことを反省した。心に
ゆとりをもって子育てしていきたい
けいちゃんママ (41歳)

第5回目のリーフレット完成。3,666人の皆様
から貴重な体験をお寄せいただきました。ありが
とうございました。リーフレットは、市内10か所の
公民館などに置いてあります。どうぞご覧ください。

・・・2016年11月発行・・・
三木市人権・同和教育協議会

【人権に関する記念日等】(1月)

- 17日 防災とボランティアの日 1995(平成7)年1月
17日に発生した阪神・淡路大震災にちなみ、ボラン
ティア活動への認識を深め、災害への備えの充実強
化を図る目的で、翌年から実施。
- 29日 世界ハンセン病の日 ハンセン病への正しい理解
を、とのフランスの社会運動家の呼びかけに応え、
1954年から取り組まれている。1月最後の日曜日。

三木市人権・同和教育協議会

人権ふれあい交流事業

映画:「みんなの学校」上映&講演会

日時:2月26日(日) 入場料:500円

会場:三木市民活動センター 高校生以下無料

日程:12:30~上映(106分)14:40講演(90分)

※定員有、託児有。

事前申し込み(1月10日~)をお願いします。

☎82-8388、Fax 82-8658 総合隣保館まで



隣保館だより

2月号

No.427

つなごう手と手
築こう心の架け橋を



[発行・編集]

平成 29 年 2 月 1 日 発行

三木市立総合隣保館

〒673-0501 三木市志染町吉田 823

お問い合わせ

TEL

82-8388

FAX

82-8658

E-mail

jinken@city.miki.lg.jp

「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました

12月16日に施行されたこの法律には、提出理由が次のとおり記されています。

(第一条と第二条は1月号をご覧ください。)

【理由】 現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現するため、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。 (下線は筆者)

この法律の意義はいくつか考えられます。

第一に、現在もなお部落差別が存在することを明記したこと。第二に、部落差別のない社会を実現することを目的としたこと。第三に、国及び地方公共団体の責務を明らかにしたこと。そして、相談体制の充実を図るとともに、必要な教育及び啓発を行うよう求めたことです。

第三条の「…責務を有する。」以外、この法律の文末は、「…ものとする。」となっています。つまり、この法律は、理念的な法文ですが、部落差別の解消を明確に目的に据えた法律であり、私たちの「意識」や「互いの関係」の高まりが、確実に差別解消につながっていきます。

(国及び地方公共団体の責務) 条文抄

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の实情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の实情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

(教育及び啓発)

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の实情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

(条文の太字は筆者)

人権の小窓

(177)

平成29年2月

「つながり」を求めて ～ぷらすライブのとりくみ～



NPO法人ベンチマークぷらす
理事長 畑山 哲人

障がいを受け入れる

数年前の真夏の暑い夜のことでした。その夜、私の人生は大きく、とてつもなく大きく変わりました。夜中にトイレに行こうとしたら、床から立ち上がることができなくなり、そのまま意識をなくしました。

2か月後に目が覚めた私は左半身マヒと、高次脳機能障害を持つ障がい者に生まれ変わっていました。この障がいを負った事実を受け入れるのに、2年という時間を要しました。その間、様々なことを経験させていただき、考えることができました。

「障がい者」になって考えること

そもそも、「障がい者」とはいったいどういう人なのでしょう？「健常者」とはいったいどういう人なのでしょう？

一度、「障がい者」に分類されてしまうと、ほとんど全員が「健常者」に戻ることはできません。片足がなく、杖をついている人は「障がい者」といわれますが、ケガをして片足にギプスをして杖をついている人を「障がい者」と呼ぶ人に出会ったことはありません。だから私はそうした人のことを、あえて「期間限定障がい者」と呼ぶことにしていますが、呼ばれた人のほとんどはいやな顔をします。

ほとんどの健常者は、声に出すかどうかは別にして「障がい者」を見て、必ず一度は「苦勞してかわいそう」と思ったことがあるのではないのでしょうか？だから「障がい者」ではないと否定し、嫌な顔になるのではないのでしょうか？そう思うことを私は差別だとは思いません。そう思った後に、どういう行動をとるかが、差別する人になるか合理的配慮をする人になるかの分かれ道になるのではないかと考えます。

どうか皆さん、差別の目、思いだけは持たないでください。

差別は悲しみ以外何も生みません。我々「障がい者」といわれる人は、まさに人として普通に生きていただけなんです。働きたくても職に就けず、恋をして結婚したくても出来ず、カラオケにも行ったこともない障がいのある方がどれくらいいるのか、少し気にしてみてください。

私も、「障がい者」と「健常者」という言葉を使っていますが、そう分けることに意味はあるのでしょうか？障がいがある」ということと、「ない」ということの境目はあるのでしょうか？あるとすればそれは、人の心の中、あるいは社会

【私の心にひびいたあのシーン】 外出しているとき、何かのしょうがい背が低い大人の人に対して私は「変だ」と母に言った。その時、「そう言われる相手の気持ちになってん。いややろ」と注意された時。 ◆

の仕組みにあるのではないのでしょうか？

人と人のつながりを求めて

私は今、就労継続支援B型と生活介護、日中一時支援という障がい者福祉の多機能事業所

「ベンチマークぷらす」を営んでいます。事業の一環



として、プロのシンガーソングライターを招いて、「ぷらすライブ」を年2回ほど行い、障がい者と健常者との交流を図っています。相手のことを知らないということは、こわいものです。ですので、私たちは「障がい」というものを、一人でも多くの方に知ってもらうために、障がい者も健常者も一緒になって楽しめるライブを定期的に行うことにしました。そこでは、声を出しても、踊りだしても構いません。一緒になってみんなで楽しめる空間づくりをめざして活動しています。続けることによって広まり、皆が「障がい」を肌で感じることができます。お互いがお互いを知ることにより、上手く付き合っていくためにはどうしたらいいかをみんなが考える機会になれば幸いだと思っています。



ベンチマークぷらすは、障がい者を支

援するだけの施設ではなく、生きる楽しみを見つける施設にしたいと考えています。今年から、本気で一般就労をめざす新しく強い「ぷらす」をお見せしたいと思いますので、応援よろしくお願いします。

つながる・ひろがる

人権とは、人間として生きる権利。決して難しいことではなく、生きとし生ける者全てに平等にあるはずの権利を、普通に暮らせる環境を自然に持つことだと思います。

己を知って相手を知れば、自然と仲良くなれる。「ぷらすライブ」が人と人がつながり、何かを共有する場であればなおよし。「つながる、ひろがる」この二つの言葉が、人間として生きていくには重要なことだと思います。これは、障がい者、健常者に関係なく大切なことだと思います。



皆さんは、しっかりつながりを持っていますか？正直、私は障がい者になるまで、つながりを大切にすることはありませんでした。しかし、障がい者になって、つながることの大切さを知りました。だから私は、障がい者も健常者も貧しい人も富める人も皆がつながって普通に暮らせる社会の構築をめざして頑張っていきます。皆さんも障がいのある方とつながってください。みんながつながってひろがった社会こそ私の望む社会です。



日	曜	催し・講座など	日	曜	催し・講座など
1	水	子育てキャラバン10:00~	15	水	
2	木		16	木	
3	金	経営相談10:00~	17	金	
4	土		18	土	茶道教室9:00~
5	日		19	日	
6	月		20	月	
7	火	着付教室19:30~	21	火	着付教室19:30~
8	水		22	水	書を楽しむキラキラ教室16:00~
9	木	手芸教室13:30~習字教室19:30~	23	木	手芸教室13:30~習字教室19:30~ フラワーアレンジメント教室19:30~
10	金		24	金	
11	土	建国記念の日	25	土	茶道教室9:00~
12	日		26	日	
13	月	歌謡同好会13:30~	27	月	歌謡同好会13:30~
14	火		28	火	

市民が創る まあるいココロ

あったかメッセージ'16

～私の心にひびいたあのシーン～

小学校4年生の頃だと思います。近所の銭湯で湯をかぶっていた時に、あいやまって隣の住職さんにかけてしまいました。すぐ謝罪の言葉が出ました。住職さんは、私のあやまった態度がいいとホメて下さり、君の背中を洗ってやろうといわれ、私の小さい背中を温かいタオルで洗って下さいました。

私はこのことから後日、父と銭湯で一緒になった時に、思い切って父の背中を流しました。無言ではありましたが、肩越しに父の嬉しそうな顔が見えました。住職さんは、身をもって親孝行の楽しさを教えて下さったのです。
榮一 (87歳)

・・・2016年11月発行・・・
三木市人権・同和教育協議会

【人権に関する記念日等】(2月)

21日 国際母語デー 言語と文化の多様性、多言語の使用、あらゆる母語の尊重の推進を目的として、ユネスコが1999年に制定。

募集 フラワーアレンジメント教室

「ひなまつり」 講師：田中真紀さん

日時：2月23日(木) 午後7時30分～

会場：三木市立総合隣保館 大会議室

参加費：3,000円

持ち物：ちいさな花器、はさみ



1月13日、自由が丘東小学校で「とんど」が行われました。全校児童とPTA、地域の方がつながり、皆の健康と文字の上達も願いながら正月飾りと書き初めを燃やしました。響く竹の音に驚きながら、心も体も暖かくなりました。



隣保館だより

3月号

No.428

【発行・編集】

平成29年3月1日発行

三木市立総合隣保館

〒673-0501 三木市志染町吉田 823

お問い合わせ

TEL

82-8388

FAX

82-8658

E-mail

jinken@city.miki.tg.jp

つなごう手と手
築こう心の架け橋を



「お互いを尊敬し、協力してくらす」 そんな地域に

「子どもだから…」 「女だから…」
「年寄りだから…」 「障がいがあるから…」、だから差別されてもいい？

そんなことは誰も思わないでしょう。

しかし、現実には「…だから」と、無視したり敬遠したりきらって避けたりしている状況があるのです。疎外された状態が差別そのものなのです。

差別、つまり疎外される人がいなくなるよう、また人権が大切にされるよう、条約や法律が生まれています。

子どもの権利条約、男女共同参画社会基本法、高齢社会対策基本法、障害者差別解消法、部落差別解消法などの法律が生まれるのは、この疎外された状況をなくすためなのです。本来法律によらずとも、人と人がつながり、共に成長していくのがあたりまえです。まさに私たち一人ひとりが、顔の見える関係でつながっていくことが差別解消の一番の近道ではないでしょうか。

人は、成長しようと学習し視野を広げ



ようとうします。その時一人ではない自分がいます。仲間も指導者もいます。もし疎外され周りから無視されたら、そんな学びの機会を失うことになりませんか？それはとてもつらいことではないでしょうか。

「差別は、人と人とのふれあいや出会いを切ってしまいます。人間として高まろうとすれば、様々な出会いが大切です。もし、思い込みによって、その出会いを自分から断っているとすれば何と愚かなことでしょう。だから、差別をなくし人権文化の豊かな地域社会を作ろうというのは、差別されている人だけの問題ではなくて、自分の問題、皆の問題であり、そんなに難しい問題ではないと思います。」…ある方のお話を聞き、本当にそうだと思いました。

人と人がつながること、それはそんなに難しいことではありません。春は卒業や別れの季節ですが、入学や入社など、人と人のつながりが広がる季節でもあります。出会いを大切にし「お互いを尊敬し、協力してくらす」そんな家庭・会社・地域であってほしいものです。

三木市人権・同和教育協議会 (お問い合わせは隣保館へ)

三同教フィールドワーク

日時：平成29年3月18日(土)9:00~16:30

内容：神戸市生田川地区内、えんぴつの家、賀川記念館へ「障がいのある人もない人も共に働き、共に生きることは楽しい！」

参加費：1,300円当日徴収(昼食代、保険代)

三木市立総合隣保館

(お問い合わせは隣保館へ)

隣保館フィールドワーク

日時：平成29年3月25日(土)10:00~12:00

内容：志染町内へ「地域の歴史、生活環境改善の取組について、現地を歩きながら地域の方から学びます」

参加費：100円当日徴収(保険代)

人権の小窓

(176)

平成 29 年 3 月

「たった一人のあなたを救う」

～生きる幸せをつたえるために～

特定非営利活動法人
自立生活支援センター

歩 代表理事

天満 美穂

歩（あゆみ）とは

平成 24 年に開設した「歩」は、「たった一人のあなたを救う」を活動の理念として、一人ひとりが、経済的に自立し自分らしく人生を歩むことができるよう個別支援に取り組む活動をしています。

活動の柱として、①よろず福祉相談（医療、法律以外）、②子育ての悩みをお受けする「子育て支援」、③学力や生きる力の向上を目的とした「学習支援」を行っています。また、気がねなく子育ての悩みや情報交換ができる井戸端会議の場として、月一回「リラクゼーションサロン」を開いています。

居場所としてのボランティア活動

このサロンは、お母さんたちのボランティア活動で運営しています。目的の一つ目は、お母さんたちが気楽に集まり、心をリフレッシュして日々の生活や子どもとの関わりに「安心感を持つ」こと。二つ目は、ボランティア活動を通して、楽しさや充実感を味わい、サロンが「自分の居場所」となることです。

ボランティア活動は、大人だけでなく、子どもたちにも求めています。一つ目は、



新聞の切り抜きなど情報を整理して「資料作り」をすることで、相談活動をす

るうえでの大切な情報源となっています。二つ目は、キッズスタッフとして、いくつかの団体のイベントで「販売のお手伝い」をすること。三つ目は、大人と一緒に「夜回り活動」をすることです。子どもたちにも、ボランティア活動を通して、人の役に立てるという思いや、共通の目的に向かって共に活動し達成する喜びを感じてもらい、自分の存在を大切に思えるように支援しています。

あなたを救う居場所を作るために

私は、児童養護施設に勤務した経験から、子どもたちの力だけでは、社会の中で生きる幸せを感じるということがいかに難しいかという現実を学びました。

養護施設では、2歳から18歳までの子どもたちの生活とその成長を見守っていました。入所に至る理由は虐待が圧倒的に多く、すべて大人の事情によって子どもたちが家族から引き離される現状でした。「私ら親に捨てられたから意味ないねん」と自分の存在を否定する子どもの言葉が忘れられません。みんな平等に生きる権利がある中で、職員として人間として感じさせたくない感情だったのです。どんな事情があったとしても、家族との別れが子どもに自分の存在感まで否定させ、心から人を信じることも難しくさせていることを痛感しました。

周りの大人が、責任感と正しい人権感覚で個性を尊重したかわりを持つことができれば、子どもたちは安心して自分

の可能性を信じて努力する力を発揮し、生きることを幸せに感じてくれるのではないのでしょうか。そういう思いでこの「歩」を立ち上げました。

安心につながる支援を

私たちに寄せられる相談の多くは、子どもに関することです。

保育園で名前を呼ばれた時に挨拶が出来ず沈黙してしまう子に、「どうして？」と問いただしどんどん殻に閉じこめてしまった母の相談。「いじめのことで学校に相談に行きたいけれど、感情的になってしまいそうで…。先生に伝えたいことを迷わずお話するにはどうしたらいいのでしょうか…」など、お聞きしていて心が苦しいです。



前者の相談では、子どもさんの安心感が高まるよう、親子でボランティア活動に参加していただきました。イベントでお客さんに「いらっしゃいませ」「ありがとうございました」と、いっしょに声かけをする経験が親子の気持ちをほぐしていったように思います。後者の場合は、いじめを心配される母の胸の内をじっくりとお聞きして、気持ちを整理していただいてから先生との面談に行っていたなど、安心につながる支援を心がけました。

ある時、引きこもりの息子さんを心配する 80 代のお母さんの相談をお受けしました。どうすれば息子が生きることの責任を果たそうと行動してくれるのか…、兄夫婦や周りの人に迷惑をかけず生きてくれるのか…、自分自身がいつどうなるかわからない中、息子の未来を案じ



相談に来られたのです。様々な事情を経て今がある 50 代の息子さんの考えや生活、行動を変えてもらうには、時間がかかることでしょう。何より、お母さんの気持ちに寄り添い、心の安定を願いながらお話をお聞きしました。

そして、息子さんに相談してきたことを伝えていただくとともに、いつでも息子さんから相談していただけるように仏壇に名刺と活動内容を記したリーフレットを置いてもらうことにしました。また、お母さんのお気持ちを別の機会に息子さんにお伝えすることを約束しました。後日、「安心して時間を過ごすことが出来そうです」とお母さんからハガキをいただきました。

生きる幸せをつたえるために

心から支えてくれる人、そっと背中をおしてくれる人、自分を正しく理解してくれる人、寄り添ってくれる人に出会い、生きる幸せが実感できる人は素晴らしいと思います。その出会いが、家族であろうと身近な人であろうと地域の方であろうと、大人にも子どもにも必要だと思います。誰もが、幸せを実感できるよう、“人の縁”を大切にしたいのです。

「歩」は、自分らしく生きることができるよう、生きる幸せをお伝えできるよう、精一杯この活動を続けます。

「歩」主催で**人権講演会**を開催します。
どうぞお越しください

日時 3月25日(土) 13時30分～
場所 青山公民館 参加費：無料
講師 玄秀盛さん
(公益社団法人「日本駆け込み寺」代表)

演題 「何があっても生きる」新宿歌舞伎町で3万人以上の悩み相談に応じられた実践から、生きること・命について考えます。



日	曜	催し・講座など	日	曜	催し・講座など
1	水	子育てキャラバン10:00~	16	木	
2	木		17	金	経営相談10:00~
3	金		18	土	三同教フィールドワーク 9:00~
4	土		19	日	
5	日		20	月	春分の日
6	月	歌謡同好会13:30~	21	火	経営相談10:00~着付教室19:30~
7	火	着付教室19:30~	22	水	書を楽しむキラキラ書道16:00~
8	水		23	木	手芸教室13:30~習字教室19:30~
9	木	手芸教室13:30~習字教室19:30~	24	金	経営相談10:00~ 教養文化講座閉講式13:15~
10	金		25	土	隣保館フィールドワーク 10:00~ 茶道教室 9:30~
11	土	書を楽しむキラキラ書道13:00~ 茶道教室9:30~	26	日	
12	日		27	月	歌謡同好会13:30~
13	月		28	火	経営相談10:00~
14	火		29	水	
15	水		30	木	
			31	金	

【人権に関する記念日等】(3月)

- 3日：全国水平社創立記念日 1922(大正11)年3月3日、京都・岡崎公会堂で、部落差別からの解放を自らの手で勝ち取るうと全国水平社が結成された。
- ：耳の日 1954(昭和29)年、耳に関心を持ち、耳を大切にするために、また、耳の不自由な人々に対する社会的な関心を盛り上げるために制定。
- 8日：国際女性の日 1904(明治37)年3月8日にアメリカで、女性労働者が女性参政権を要求してデモを起こした。1910(明治43)年「女性の政治的自由と平等のためにたたかう」記念日とするよう提唱したことがきっかけ。
- 21日：国際人種差別撤廃デー 1960(昭和35)年3月21日、南アフリカで、人種隔離政策(アパルトヘイト)に反対するデモ行進に対して警官隊が発砲し69人が死亡。国連が人種差別に取り組む契機となった。1966年の国連総会で制定。
- 【自殺対策強化月間】 2010(平成22)年の自殺総合対策会議において、「いのちを守る自殺対策緊急プラン」を決定し、月別自殺者数の最も多い3月を「自殺対策強化月間」と定めた。

市民が創る まあるいココロ
あったかメッセージ'16
～私の心にひびいたあのシーン～

お姉ちゃんとけんかしたとき「ごめん」と書いた紙飛行機が飛んできた。

すぐに、なかなかおりできたし、いいにくい時は文章にしてもいいとわかった。 純成(10歳)

・・・2016年11月発行・・・
三木市人権・同和教育協議会

新着図書を紹介

- ① グラジオラス 小西恒子：著
- ② 「みんなの学校」が教えてくれたこと 木村泰子：著
- ③ 路地裏の人権 田中正人：著
- ④ 命をくれたキス「車椅子の花嫁」 愛と自立の16年 鈴木ひとみ：著

